

館山自動車道

豊成高架橋耐震補強工事

特記仕様書

令和7年11月

東日本高速道路株式会社 関東支社

市原管理事務所

## 目 次

	頁
1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 監督員、主任補助監督員の権限	1
4. 配置技術者に関する事項	1
5. 工事用地等に関する事項	2
6. 関連施設その他との関係	2
7. 作業日及び作業期間に関する事項	4
8. 関連工事に関する事項	6
9. 初期点検の実施	7
10. 工事費構成内訳書に関する事項	7
11. 工程表及び履行報告に関する事項	7
12. 工事用道路に関する事項	8
13. 工事用材料に関する事項	9
14. 支給材及び貸与品に関する事項	9
15. 残存物件の処理に関する事項	9
16. 保安に関する事項	9
17. 環境保全に関する事項	13
18. 再生資源及び建設副産物に関する事項	14
19. 現場環境改善に関する事項	15
20. 業務用プレート等に関する事項	16
21. 三者協議会に関する事項	16
22. 工事変更等検討会の設置	17
23. 完全週休2日工事	17
24. カーボンニュートラル推進工事	18
25. 工事細部に関する事項	19
26. 割掛項目対象表の項目名称に示す工事の内容	45
27. 補足事項	47

## 添付資料

様式－1		工程表
様式－2		工事履行報告書
様式－3		残存物件調書
様式－4		再生資材供給可能量の照会について
様式－5		再生資材使用計画書
様式－6		工事記録情報 完了届
様式－7		不動産貸付申請書
様式－8		間接工事費計画書の提出について
様式－9		間接工事費増加費用の負担額に関する協議書
様式－9	別添	変更間接工事費計画書
様式－10		間接工事費増加費用見積書
様式－11		間接工事費増加費用の負担額同意書
様式－12		材料調達変更計画書の提出について
様式－12	別添	材料調達変更計画書
様式－13		材料調達実績報告書の提出について
別添－1		館山自動車道 豊成高架橋耐震補強工事 三者協議会協定書（案）
別添－2		取得報告書
別添－3		実績価格調査票の提出について
別添－4		カーボンニュートラル施工計画書（提案項目）

## 1. 工事概要

### 1-1 工事箇所

館山自動車道、京葉道路

- (自) 千葉県千葉市中央区 (蘇我IC KP33.9)  
緯度 35° 34' 10" 経度 140° 08' 20"  
(至) 千葉県木更津市笹子 (木更津北IC KP60.6)  
緯度 35° 23' 10" 経度 139° 59' 50"

※ 座標については、国土地理院のホームページ「境界座標入力支援サービス」を利用すること。 <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41017.html>

### 1-2 施工内容

工事概算数量

橋脚補強	35 基
落橋防止構造	19 箇所
制震構造	1 箇所
横変位拘束構造	2 箇所
縁端拡幅工	4 箇所
段差防止構造	7 箇所

## 2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和7年7月版とする。

## 3. 監督員、主任補助監督員の権限

### 3-1 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書1-6-1「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。

- (16) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号、最終改正令和7年6月1日法律第68号 以下「建設リサイクル法」という。)第18条の規定に基づく報告先

### 3-2 主任補助監督員の権限

共通仕様書1-6-3「主任補助監督員」(2)のほか、主任補助監督員に委任した権限は次のとおりである。

(1) 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項目	内容
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先
1-60	工事看板の設置	・設置が困難な場合の理由書の提出先
19-3-3	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先

## 4. 配置技術者に関する事項

### 4-1 配置技術者の資格及び工事経験

配置技術者に求める経験及び資格は、本工事の入札公告(説明書)、見積方依頼書、先発工事の入札公告(説明書)における随意契約条件のいずれか(以下「入札公告等」という。)に示すとおりとする。

### 4-2 特例監理技術者が兼務できる工事について

共通仕様書1-7-3「現場代理人等の配置」(4)に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

イ) 対象範囲

京葉道路 穴川IC～終点 (K P 3 5 . 7)

館山自動車道 起点 (K P 3 5 . 7) ～木更津北IC (K P 6 0 . 6)

千葉東金道路 千葉東～千葉東IC、千葉東IC～東金IC

首都圏中央連絡自動車道 松尾横芝IC～茂原長南IC

上記ICを通過する市町村 (千葉市、市原市、袖ケ浦市、木更津市、東金市、山武市、八街市、大網白里市、茂原市、長生郡長柄町、長生郡長南町)

5. 工事用地等に関する事項

5-1 特別に定める日

契約書第16条第1項の「特別に定める日」は下表のとおりであり、受注者は工事に着手してはならない。

測 点	場 所		期 間
館山自動車道 53.66KP付近	姉崎袖ケ浦IC (Dランプ) 姉崎第二橋P2橋脚付近	構造物掘削 施工範囲	令和9年7月末まで (電源ケーブルの移設完了まで)
館山自動車道 53.67KP付近	姉崎第二橋A2橋台付近	落橋防止装置 施工範囲	仮設電源ケーブルの本復旧完了 まで
館山自動車道 49.87KP付近	豊成高架橋P4橋脚付近	足場工施工範囲	令和8年11月末まで (電線移設完了まで)
館山自動車道 57.22KP付近	大曾根高架橋P18橋脚付近	足場工施工範囲	令和8年11月末まで (電話線移設完了まで)
館山自動車道 57.22KP付近	大曾根高架橋P18橋脚付近	足場工施工範囲	令和8年11月末まで (通信ケーブル移設完了まで)

5-2 敷地の使用

共通仕様書1-9-2「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地は位置図及び下表のとおりとする。なお、本敷地は受注者に無償で貸与するものとし、使用の目的は使用用途に記載した内容に限るものとする。

名 称	京葉道路 今井高架橋仮置場
使 用 用 途	掘削土の仮置き場
敷 地	約 500m <sup>2</sup>
期 間	工事期間中

6. 関連施設その他との関係

共通仕様書1-10「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、次表のとおりとする。

(1) 道路関係

道路等名	道路等管理者名	位 置	摘 要
国道16号	国土交通省千葉国道事務所	KP35.68～KP35.76付近	浜野橋 A1-A2 交差・並行
市道浜野町26号線	千葉市	KP35.76付近	浜野橋 P2-A2 交差
市道浜野町大金沢町線	千葉市	KP35.72付近	浜野橋 P2-A2 交差
市道3529号線	市原市	KP37.10付近	村田川橋 A1内交差
市道143号線	市原市	KP37.16付近	村田川橋 P2-A2交差
市道3563号線	市原市	KP37.17付近	村田川橋 並行

道路等名	道路等管理者名	位置	摘要
県道21号線	千葉県市原土木事務所	KP41.64～KP41.71付近	加茂橋 A1-A2 並行
市道2275号線	市原市	KP41.64付近	加茂橋 A1-P1 交差
側道	市原市	KP49.80～KP49.87付近	豊成高架橋 A1-P3並行
市道 1690号線	市原市	KP49.88～KP50.05付近	豊成高架橋 P4-A2並行
県道 144号線	千葉県市原土木事務所	KP49.87付近	豊成高架橋 P3-P4交差
市道 1125号線	市原市	KP49.94付近	豊成高架橋 P7-P8交差
交差道路	市原市	KP50.00付近	豊成高架橋 P11-P12交差
農道	袖ヶ浦市	KP57.00付近	大曾根高架橋 P4-P5交差
市道大曾根7号線	袖ヶ浦市	KP56.90～KP57.22付近	大曾根高架橋 A1-A2並行
市道大曾根8号線	袖ヶ浦市	KP57.11～KP57.13付近	大曾根高架橋 P12-P13交差
市道大曾根9号線	袖ヶ浦市	KP57.19付近	大曾根高架橋 P16-P17交差
県道143号線	千葉県君津土木事務所	KP57.22付近	大曾根高架橋 P18-A2交差

(2) 規制関係

道路名	交通管理者名	摘要
館山自動車道	千葉県警察本部 交通部 高速道路交通警察隊	交通規制
姉崎袖ヶ浦IC (C・Dランプ)	千葉県警察本部 交通部 高速道路交通警察隊	交通規制
国道16号	千葉県千葉中央警察署	交通規制
市道浜野町26号線	千葉県千葉中央警察署	交通規制
市道浜野町大金沢町線	千葉県千葉中央警察署	交通規制
市道143号線	千葉県市原警察署	交通規制
県道21号線	千葉県市原警察署	交通規制
市道3563号線	千葉県市原警察署	交通規制
市道2275号線	千葉県市原警察署	交通規制
県道144号線	千葉県市原警察署	片側交互通行規制
県道143号線	千葉県木更津警察署	片側交互通行規制
市道1125号線	千葉県市原警察署	通行止め規制
市道大曾根8号線	千葉県木更津警察署	通行止め規制
市道大曾根9号線	千葉県木更津警察署	通行止め規制

(3) 河川関係

河川等名	河川等管理者名	位置	摘要
二級河川村田川	千葉県市原土木事務所	KP37.10～KP37.16付近	村田川橋 A1-P2
立野川	市原市	KP49.84～KP49.90付近	豊成高架橋 P2-P5

(4) 電力、通信施設関係

施設名	施設等管理者名	位置	摘要
埋設線	千葉県警察本部	KP35.71付近	浜野橋(下) P2 (埋設)
添架線	千葉県警察本部	KP35.71付近	浜野橋(上) A1 (埋設)
架空線	東京電力パワーグリッド 千葉総支社	KP49.87付近	豊成高架橋P3-P4
架空線	N T T東日本(株)	KP49.87付近	豊成高架橋P3-P4
架空線	株式会社いちほらケ ーブルテレビ	KP49.87付近	豊成高架橋P3-P4
架空線	K D D I (株)	KP49.87付近	豊成高架橋P3-P4
埋設線	N T T東日本(株)	KP49.87付近	豊成高架橋P3-P4(埋設)
架空線	N T T東日本(株)	KP57.22付近	大曽根高架橋 P18-A2
架空線	J C O M(株)	KP57.22付近	大曽根高架橋 P18-A2
埋設線	東京電力パワーグリッド 千葉総支社	KP57.22付近	大曽根高架橋 P18-A2 (埋設)
埋設線	東日本高速道路(株)	姉崎袖ヶ浦IC Dランプ	埋設

(5) ガス、水道、下水施設関係

施設名	施設等管理者名	位置	摘要
埋設管(ガス)	東京ガスネットワーク(株)東関東幹線管理センター	KP37.16付近	村田川橋P2-A2
五井東幹線(下水路)	市原市	KP41.67~KP41.69付近	加茂橋 P2-P3

(6) 高架下占用施設関係

施設名	施設等管理者名	位置	摘要
北五井緑道	市原市	KP41.65~KP41.71付近	加茂橋A1-A2

前表(2)の高速道路等の交通規制に必要な協議(道路交通法第80条に基づく協議)については、原則として発注者が行うものとする。

上表(4)の撤去移設等(仮移設を含む)の取扱いについては、本特記仕様書16-4、16-5によるものとする。ただし、受注者の施工上の理由から別途移設を行う場合は、受注者の負担で行うものとする。なお、この場合、事前に移設計画を監督員宛に提出し、確認を得るものとする。

受注者は、上表以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

7. 作業日及び作業期間に関する事項

7-1 作業期間

共通仕様書1-13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、事前にその理由を監督員に連絡するものとする。

期間(予定)	区間	摘要
毎年4月下旬~5月上旬の14日間	全工事区間	高速道路上の交通規制を伴う工事
毎年8月上旬~8月中旬の14日間		
毎年12月下旬~1月上旬の14日間		
毎年3月1日~3月31日	浜野橋	国道16号上の車線規制を伴う作業
毎年4月下旬~5月上旬		国道16号上の車線規制(昼)を伴う作業
毎年7月中旬~8月中旬		
毎年12月下旬~1月上旬		国道16号上の車線規制を伴う作業

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

#### 7-2 夜間作業

単価表の項目において、(N)と表記されているものについては、共通仕様書1-13「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。

#### 7-3 河川内工事における施工時期

二級河川村田川内、五井東幹線内の施工については、下表の期間中に行うものとする。

河川名	構造物名	期 間	摘 要
二級河川村田川	村田川橋A1橋台	毎年11月1日～5月31日	非出水期の施工 ・縁端拡幅工 ・横変位拘束構造 ・構造物取壊し工
	村田川橋P2橋脚		非出水期の施工 ・下部工補強 ・護岸撤去、復旧 ・土留工 ・縁端拡幅工 ・構造物取壊し工
五井東幹線	加茂橋P2橋脚、P3橋脚		非出水期の施工 ・下部工補強 ・下水路撤去、復旧 ・大型土のう工

#### 7-4 高速道路等の交通規制可能時間

施工区間における交通規制の区分による規制可能時間帯は、次表に示すとおりとする。ただし、交通規制による著しい渋滞の発生若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時等により、監督員が規制の解除（工事中止）を指示した場合、また、監督員より規制可能時間帯の変更について指示した場合は、受注者はこれに従うものとする。

##### (1) 館山自動車道

上下別	橋梁名	施工区間	1車線規制可能時間帯	2車線規制可能時間帯	路肩規制可能時間帯
上下	村田川橋	蘇我IC～市原IC	20:00～翌6:00		終日可能
上	姉崎第二橋	姉崎袖ヶ浦IC (Cランプ)			終日可能
		姉崎袖ヶ浦IC (Dランプ)			
上		姉崎袖ヶ浦IC～木更津北IC	終日可能		

#### 7-5 一般道の交通規制及び通行止め

次表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において交通規制及び通行止めを予定している。また、交通規制及び通行止めの時期、時間帯は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。

なお、一般道の交通規制及び通行止めに必要な費用は、諸経費に含むものとする。

(1) 交通規制

道路名	時期	1車線規制 可能時間帯	路肩規制 可能時間帯	片側交互交通規制 可能時間帯	歩道 規制
国道16号	施工期間中	21:00～ 翌5:00	終日		
市道浜野町26号線	施工期間中				終日
市道浜野町大金沢町線	施工期間中	終日			
市道143号線	施工期間中			終日	
県道21号線	施工期間中			終日	
市道3563号線	施工期間中	終日			
市道2275号線	施工期間中			終日	
県道144号線	施工期間中			終日	
県道143号線	施工期間中			終日	

(2) 通行止め

道路名	時期	回数	通行止め 可能時間帯	摘要
市道1125号線 (豊成高架橋P7-P8)	施工期間中	—	終日	
市道大曾根8号線 (大曾根高架橋P12-P13)	施工期間中	—	終日	
市道大曾根9号線 (大曾根高架橋P16-P17)	施工期間中	—	終日	

8. 関連工事に関する事項

8-1 契約書第2条に規定する発注者または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は次表のとおりとする。

工事名	主な 関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
道路保全工事業務	工事区間の 重複	通年	東日本高速道路 ㈱ 市原管理事務所	㈱ネクスコ・メン テナンス関東
施設保全工事業務	工事区間の 重複	通年	東日本高速道路 ㈱ 市原管理事務所	㈱ネクスコ東日本 エンジニアリング
道路詳細点検業務	工事区間の 重複	通年	東日本高速道路 ㈱ 市原管理事務所	㈱ネクスコ東日本 エンジニアリング
館山自動車道 姉崎第一橋はく落対 策工事	工事区間の 重複	令和6年5月8日 ～令和8年6月26日	東日本高速道路 ㈱ 市原管理事務所	T S U C H I Y A ㈱
館山自動車道 市原管理事務所管内 舗装補修工事	工事区間の 重複	未定	東日本高速道路 ㈱ 市原管理事務所	未定
関東支社 ETC設備更新工事	工事区間の 重複	令和5年9月9日 ～令和9年5月20日	東日本高速道路 ㈱ 市原管理事務所	パナソニックコネ クト㈱
関東支社 伝送設備改造工事	工事区間の 重複	令和6年1月30日 ～令和10年2月7日	東日本高速道路 ㈱ 市原管理事務所	富士通㈱

なお、記載している工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から

指示するものとする。

この他に市原管理事務所で行う規制調整会議（毎週水曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者と調整するものとする。

## 9. 初期点検の実施

受注者は、共通仕様書 1-17-3 「初期点検」に従って初期点検を行い、点検カルテ等必要な調書を作成し監督員へ提出しなければならない。

### 9-1 初期点検の対象構造物

共通仕様書 1-17-3 「初期点検」の規定に基づき初期点検する対象構造物は、橋梁とする。

## 10. 工事費構成内訳書に関する事項

### 10-1 工事費構成内訳書の提出

契約書第3条第1項に規定する「設計図書に基づく工事費構成内訳書」は、土木関係書類提出マニュアル（様式第13号）のとおりとする。なお、提出は土木関係書類提出マニュアル（様式第12号）及び共通仕様書 1-19-1 「工程表の提出」で規定する工程表（様式-1）と合わせて提出するものとする。また、工事費構成内訳書の提出は、当初契約締結時とし、契約変更時の提出は要しないものとする。

### 11. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書 1-19-1 「工程表の提出」及び 1-19-2 「履行報告」に規定する工程表（様式-1）の記入方法は次のとおりとし、履行報告書（様式-2）と合わせて提出するものとする。

なお、着工日前の余裕期間にあつては、報告不要とする。

#### (1) 共通仕様書 1-19-1 「工程表の提出」に規定する工程表

- 1) 準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。
- 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- 4) 工程表に示す項目は次表のとおりとする。

工程表の項目		単価表の項目
浜野橋	落橋防止構造	落橋防止構造
	段差防止構造	段差防止構造
	アラミド繊維巻立て工	構造物掘削、アラミド繊維巻立て下地処理工、アラミド繊維巻立て工、アラミド繊維巻立て表面仕上工、アラミド繊維巻立て定着工、コンクリートはつり工
村田川橋	縁端拡幅工	縁端拡幅工B
	横変位拘束構造	横変位拘束構造M
	炭素繊維巻立て工	構造物掘削、炭素繊維巻立て下地処理工、炭素繊維巻立て工、炭素繊維巻立て表面仕上工
	はく落防止対策工	はく落防止対策工B コンクリート表面処理工
	コンクリートはつり工	コンクリートはつり工
加茂橋	橋脚RC巻立て工	構造物掘削、コンクリートA1-5、型わくTH、鉄筋T、耐震補強用コンクリート表面処理工
	落橋防止構造	落橋防止構造
	仮設工	大型土のう工、コンクリートはつり工
	復旧工	鉄筋A、コンクリートC1-1
豊成高架橋	橋脚RC巻立て工	道路掘削、構造物掘削、コンクリートA1-5、型わくTH、鉄筋T、耐震補強用コンクリート表面処理工、中間貫通鋼材工、あと施工鉄筋挿入工
	落橋防止構造	縁端拡幅工B、落橋防止構造

工程表の項目		単価表の項目
	炭素繊維巻立て工	炭素繊維巻立て下地処理工、炭素繊維巻立て工 炭素繊維巻立て表面仕上工
	制震構造	制震構造
	橋梁補修工	断面修復工、表面保護工、コンクリートはつり工
	試料採取	試料採取
姉崎第二橋	橋脚RC巻立て工	構造物掘削、コンクリート、型わく、鉄筋T、耐震補強用コンクリート表面処理工
	落橋防止構造	落橋防止構造
大曾根高架橋	橋脚RC巻立て工	道路掘削、構造物掘削、コンクリートA1-5、型わくTH、鉄筋T、耐震補強用コンクリート表面処理工
	落橋防止構造	落橋防止構造
雑工	上記以外の合計	

(2) 共通仕様書1-19-2「履行報告」に規定する工程表

前項、工程表に下記の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を( )で記入する。
- 2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

## 1.2. 工事用道路に関する事項

### 1.2-1 工事用道路の指定

共通仕様書1-22-1「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、位置図及び下表のとおりとする。

番号	路線名又は場所	片側車線巾員	延長	路面	用地	備考
①	市道浜野町大金沢町線	6.00m	約 1000m	舗装	無償	既設
②	市道生実町317号線	3.00m	約 1100m	舗装	無償	既設
③	市道生実町124号線	3.00m	約 150m	舗装	無償	既設
④	県道66号線	3.00m	約 400m	舗装	無償	既設
⑤	市道生実町65号線	3.00m	約 210m	舗装	無償	既設
⑥	市道鶴の森町8号線	3.00m	約 600m	舗装	無償	既設
⑦	市道蘇我町98号線	6.00m	約 140m	舗装	無償	既設
⑧	国道16号	3.00~7.00m	約 1700m	舗装	無償	既設
⑨	県道126号線	3.00m	約 900m	舗装	無償	既設
⑩	市道80号線	3.00m	約 2900m	舗装	無償	既設
⑪	県道21号線	3.00m	約 2600m	舗装	無償	既設
⑫	市道2925号線	5.00m (全巾)	約 280m	舗装	無償	既設
⑬	市道2950号線	3.00m	約 1100m	舗装	無償	既設
⑭	市道23号線	6.00m	約 1100m	舗装	無償	既設
⑮	市道35号線	3.00m	約 600m	舗装	無償	既設
⑯	国道297号	6.00m	約 3400m	舗装	無償	既設
⑰	県道13号線	3.00m	約 1300m	舗装	無償	既設
⑱	市道2921号線	3.00m	約 800m	舗装	無償	既設
⑲	市道112号線	3.00m	約 3300m	舗装	無償	既設
⑳	県道144号線	2.75m	約 1700m	舗装	無償	既設
㉑	館山自動車道	7.00m	約16900m	舗装	無償	既設
㉒	国道409号	3.50m	約 3600m	舗装	無償	既設
㉓	県道165号線	2.75m	約 1000m	舗装	無償	既設
㉔	広域農道	3.00m	約 3200m	舗装	無償	既設
㉕	市道大曾根島合線	3.00m	約 800m	舗装	無償	既設
㉖	県道143号線	2.75m	約 9000m	舗装	無償	既設
㉗	県道24号線	3.25~6.50m	約 2400m	舗装	無償	既設
㉘	県道300号線	3.00m	約 1100m	舗装	無償	既設

### 1 3. 工事中材料に関する事項

#### 1 3-1 ウォータージェット工法（W J 工法）に使用する水

ウォータージェット工法（W J 工法）に使用する水については、清水とし受注者が準備するものとするが、次表に示す連絡等施設内の当社給水設備より、給水できるものとし、当社給水設備より給水する場合は有償とする。なお、これに要する費用については、関連する単価に含まれるものとし別途支払いは行わないものとする。

連絡等施設名	単価(税込)
千葉東IC内プラーザ	52円/m <sup>3</sup>
市原IC内プラーザ	446円/m <sup>3</sup>

上表に示す単価は現時点の単価であり、変更する場合がある。

### 1 4. 支給材及び貸与品に関する事項

#### 1 4-1 貸与品

契約書第15条第1項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2 t	2台	市原管理事務所	工事期間中
車載式標識	車載用LED 標識	—		
矢印板、ラバコン、規制標識、保安ロボット、内照式工事予告看板（夜間のみ）	設計図による	1式		
標識等安全施設		1式		
防護車両		—		

### 1 5. 残存物件の処理に関する事項

#### 1 5-1 残存物件の売却処分について

監督員の指示により、残存物件について受注者による売却処分または処分を追加する場合がある。この場合は、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却額、処分費については監督員と受注者とで別途協議し定めるものとする。

### 1 6. 保安に関する事項

#### 1 6-1 安全管理の強化

##### 1 6-1-1 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

###### (1) 定義

第三者被害を想定した重大事故防止の取組みとは、第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

項目	内容
第三者被害が想定される事故	○第三者の死傷事故 ○仮設材（橋梁架設ベント、仮栈橋の部材、足場等）の倒壊・転倒 ○住宅・道路等での近接作業による大型重機等の転倒 ○吊足場からの足場部材・資材の落下 ○資機材運搬時の一般道路等への落下 ○光通信ケーブル等埋設物等の損傷による影響 ○工事に起因した家屋等の倒壊

項目	内容
供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故	○橋桁、足場等の落下等による高速道路本線・交差道路の通行止めの発生及び短時間による通行止め開放が困難となることで生じる大渋滞

## (2) 実施手順

### 1) 施工計画への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

### 2) 受発注者間の協議

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無い確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。

受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を監督員に提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達し確実に実施するものとする。

### 3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記1)及び2)で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記1)及び2)の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

## 1.6.1.2 現場内の安全管理

施工計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底するものとする。

## 1.6.1.3 新規入場者教育

新規入場者教育については、協力会社の統制、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、受注者が確実に実施するものとする。

## 1.6.1.4 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善するものとする。

## 1.6.1.5 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時においては電子ホイッスル、ハンズフリータイプのトランシーバー等の使用等、誘導員が後退する車両への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとする。

工事用車両の後退が夜間となる場合は、発光式の脚絆、発光式のアームバンド等を装着等、誘導員の視認性を向上させる対策を講ずるものとする。

また、上記対策について、施工計画書を監督員に提出するとともに、作業手順書への記載とKY等の実施により関連する全ての職員・作業員に対して指導を徹底するものとする。

## 1.6.1.6 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差又は近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底するものとする。

## 1.6.1.7 標識等の設置

共通仕様書1-2.5-1 「安全対策」(1)及び(4)に示す第三者の安全措置として、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、注意喚起表示及び安全施設類を設置するものとする。

また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等による施工箇所への明示により、交通車両及び一般行人の転落を未然に防止する措置を講ずるものとする。

#### 1 6 - 1 - 8 現場内の安全整備

受注者は、工事地域内の安全管理上の監視及び不稼働日の保安に係る巡視を行う者は、常に腕章等を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、水溜りの有無、現場の整理整頓及び後片付け状況等、現場内確認及び点検を行うものとする。なお、これらに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

#### 1 6 - 1 - 9 工事に使用する機械について

受注者は、公称質量21 t以上のブルドーザを使用する場合は、ROPS（転倒時保護構造）を装着したブルドーザを使用するものとする。

#### 1 6 - 1 - 10 転倒防止に関する事項

受注者は、施工基面となる地盤上にて25 t吊り能力以上の移動式クレーンまたはモンケンを除く杭打機等（基礎工用機械の車両系建設機械）を使用する場合は、地盤及び地耐力の確認方法に関する内容を含めた転倒防止対策について、施工計画書を監督員に提出するものとする。

#### 1 6 - 2 桁下空間の確保

施工箇所における桁下高さ及び交差する道路等及び道路等の建築限界は次表に示すとおりとし、施工に伴う吊足場工及び支保工等の仮設物を設置する場合は、交差道路等の通行に支障のないよう桁下空間を確保するものとする。なお、交差道路の建築限界を確保することができない場合は、道路管理者及び交通管理者との協議を踏まえ迂回道路の計画と適切な安全対策を講じるものとする。

施工箇所	交差道路名	桁下高さ	建築限界
浜野橋 (P2)	国道16号	4.727m	4.7m
豊成高架橋 (P3-P4)	県道144号線	15.928m	4.7m
大曽根高架橋 (P18-A2)	県道143号線	7.278m	4.7m

#### 1 6 - 3 交通規制等

##### 1 6 - 3 - 1 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客様車両等の誤進入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

##### 1 6 - 3 - 2 保険の付保

保険の付保については、共通仕様書 1 - 5 5 - 1 「保険の付保」によらず、次のとおりとする。

- ・契約書第57条に規定する火災保険、建設工事保険、その他の保険（賠償責任保険は除く）の付保は任意とし、賠償責任保険（支払限度額1億円以上）は付保するものとする。

#### 1 6 - 4 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

##### 1 6 - 4 - 1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の近傍箇所において施工をする場合は、損傷事故を防止するために東日本高速道路㈱、KDDI㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル「関東支社版」（令和5年8月）」（以下「ケーブル等事故防止マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「ケーブル等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

#### 1 6 - 4 - 2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知するものとする。
- (2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「ケーブル等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- (3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

#### 1 6 - 4 - 3 光通信ケーブル等の確認等について

- (1) 光通信ケーブル等については、設計図書及び貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「ケーブル等事故防止マニュアル」に基づき適切に行うものとする。
- (2) 本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりとする。

種 別	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	摘要
電源ケーブル	東日本高速道路(株)	姉崎第二橋 P2 橋脚付近	他工事により 令和9年7月末 までにA2橋台 付近へ移設	管理用図面	姉崎第二橋
仮設電源ケーブル (P2橋脚付近から の移設ケーブル)	東日本高速道路(株)	姉崎第二橋 A2 橋台付近	他工事により P2橋脚施工完了 後にP2橋脚 付近へ本設	管理用図面	姉崎第二橋

- (3) 前項の試掘について、監督員が必要として追加を指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。
- (4) 追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

#### 1 6 - 5 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策

##### 1 6 - 5 - 1 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止

受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するために近接箇所の工事の施工にあたっては、「架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止マニュアル [Ver. 1. 2] (平成28年10月・東日本高速道路(株)関東支社)」(以下「埋設物等事故防止マニュアル」という。)に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「埋設物等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

##### 1 6 - 5 - 2 埋設物等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の「埋設物等損傷事故防止監理者」(以下「損傷事故防止監理者」という。)を定め、監督員に通知するものとする。
- (2) 損傷事故防止監理者は「埋設物等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、埋設物等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘及び近接工事作業時に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- (3) 損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

### 16-5-3 架空線等上空施設の確認等について

(1) 本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

(2) 本工事区間に近接する架空線等上空施設は、次表のとおりとする。

施設の種類	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	適用
信号ケーブル	千葉県警察本部	浜野橋(上)A1橋台付近	近接施工	浜野橋耐震補強設計検討業務設計報告書	-
照明ケーブル	国土交通省千葉国道事務所	浜野橋(上)A1橋台、(下)P2橋脚付近	近接施工		-
電線	東京電力パワーグリッド(株)	豊成高架橋P4橋脚付近	管理者により令和8年11月末までに移設予定	袖ヶ浦地区耐震補強検討業務設計報告書	-
電話線	NTT東日本(株)	大曽根高架橋P18橋脚付近	管理者により令和8年11月末までに移設予定	袖ヶ浦地区耐震補強検討業務設計報告書	-
通信ケーブル	JCOM(株)	大曽根高架橋P18橋脚付近	管理者により令和8年11月末までに移設予定		-

### 16-5-4 地下埋設物の確認等について

(1) 地下埋設物については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、埋設物の管理者及び監督員と受注者の立会のもと、現地で確認するものとする。

(2) 本工事に近接する地下埋設物は、次表のとおりである。

施設の種類	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	適用
信号ケーブル	千葉県警察本部	浜野橋P2橋脚付近	近接施工 (埋設表示なし)	浜野橋耐震補強設計検討業務設計報告書	-
ガス管	東京ガスネットワーク(株)	村田川橋P2橋脚付近	近接施工 (埋設表示あり)	市原地区耐震補強検討業務設計報告書	-
電話線	NTT東日本(株)	豊成高架橋P4橋脚付近	近接施工 (埋設表示なし)	袖ヶ浦地区耐震補強検討業務設計報告書	-
電線	東京電力パワーグリッド(株)	大曽根高架橋P18橋脚付近	近接施工 (埋設表示なし)		-

(3) 試掘について、監督員が必要として追加を指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

### 16-6 保安に関する費用

保安に関する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要となることが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

## 17. 環境保全に関する事項

### 17-1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

### 17-2 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を

講じて施工を行うものとする。

### 1 7 - 3 汚濁水処理

W J 工法により生ずる汚濁水は、関係法令に従って処理を行った後、放流するものとする。

なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した施工計画書を監督員に提出するものとする。

### 1 7 - 4 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めるものとする。

### 1 7 - 5 六価クロム溶出試験

受注者は、再生コンクリート砂を透水が有り、浸透した水が土壌または公共用水域へ拡散するおそれがある個所に、基礎材、仮設材料として使用する場合は、六価クロムの溶出量が土壌環境基準以下であることを確認するものとする。

### 1 7 - 6 環境保全に関する費用

環境保全に関する事項のうち、本特記仕様書 1 7 - 3 「汚濁水処理」に定める泥土（建設汚泥）の処分、本特記仕様書 1 7 - 5 「六価クロム溶出試験」に定める六価クロム溶出試験に要する費用以外の費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

## 1 8 . 再生資源及び建設副産物に関する事項

### 1 8 - 1 再生資材の使用

(1) 再生資材は、下表に示す作業項目を構成する材料に使用するものとする。

作業内容	再生資材の種類	数量	摘要指針等
裏込め砕石	再生クラッシャーラン	約 58m <sup>3</sup>	
コンクリート基礎工	再生クラッシャーラン	約 3m <sup>3</sup>	
用・排水構造物	再生クラッシャーラン	約 18m <sup>3</sup>	
	再生コンクリート砂	約 1m <sup>3</sup>	
舗装復旧工 切込砕石路盤工(t=10 c m)	再生クラッシャーラン	約 15m <sup>2</sup>	舗装再生便覧 ( (社) 日本道路協会)
舗装復旧工 加熱アスファルト表層工(t=5 c m)	再生密粒度アスファルト	約 11m <sup>2</sup>	舗装再生便覧 ( (社) 日本道路協会)
舗装復旧工 加熱アスファルト表層工(t=3 c m)	再生細粒度アスファルト	約 4m <sup>2</sup>	舗装再生便覧 ( (社) 日本道路協会)

(2) 受注者は前項 (1) に示す再生資材の施工にあたっては、その都度、再生資源化施設に品質及び供給可能量の照会（様式-4）を行うものとする。

照会に当り再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。

イ) 再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物にあつては、当該工事現場から概ね 40 k m の範囲内（再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が1.5時間の範囲内）の再資源化施設とする。

ロ) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる 3 施設程度とする。

(3) 受注者は前項 (1) に示す再生クラッシャーランについて、使用用途に応じた品質が満足されない場合は監督員へ報告するものとする。この場合において監督員が必要があると認めて材料の変更等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(4) 受注者は前項 (2) による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合、または再生資材の供給が当該施工箇所全数量を確保できない場合は、監督員に報告（様式

－ 5) し、その指示に従うものとする。

### 1 8 - 2 建設副産物の活用等

(1) 共通仕様書 1 - 2 8 「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、次表のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等
コンクリート塊 (有筋)	コンクリート構造物取壊し (取壊し箇所)	約 12m <sup>3</sup>	再資源化施設
コンクリート塊 (無筋)	コンクリート構造物取壊し コンクリート削孔箇所 ライナープレート背面裏込モルタル取壊し (取壊し箇所、削孔箇所)	約 230m <sup>3</sup>	再資源化施設
アスファルトコンクリート塊	アスファルト舗装版取壊し アスファルト縁石取壊し (取壊し箇所)	約2m <sup>3</sup>	再資源化施設
建設汚泥	コンクリートはつり工 (W J 処理箇所)	未定	再資源化施設

(2) 再資源化 (最終処分または中間処分) をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊 (有筋)、(無筋)	㈱チップ興業 千葉リサイクルセンター	千葉県千葉市中 央区浜野町1025- 152	定休日：日曜日・祝日 受入時期：8:30～19:30 最大寸法：30×30×30 c m以下 時間外受入：不可
コンクリート塊 (有筋)、(無筋)	(有)渡辺産業	千葉県袖ヶ浦市 神納字下大川端 1802-1	定休日：日曜日 受入時期：8:00～17:00 最大寸法：30×30×30 c m以下 時間外受入：不可
アスファルトコンクリート塊	㈱チップ興業 千葉リサイクルセンター	千葉県千葉市中 央区浜野町1025- 152	定休日：日曜日・祝日 受入時期：8:30～19:30 最大寸法：30×30×30 c m以下 時間外受入：不可
アスファルトコンクリート塊	(有)渡辺産業	千葉県袖ヶ浦市 神納字下大川端 1802-1	定休日：日曜日 受入時期：8:00～17:00 最大寸法：30×30×30 c m以下 時間外受入：不可

記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(3) 建設汚泥の処分に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

### 1 8 - 3 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等 (建設汚泥を除く) に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

## 1 9. 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

実施する内容については次のとおりとし、共通仕様書 1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払いは行わない。

ただし、監督員が高速道路事業のPR用に特別な看板の設置等を指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	・昇降設備の充実
現場環境改善 （営繕関係）	・現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）
現場環境改善 （安全関係）	・盗難防止対策（警報機等）
地域連携	・工法説明図 ・デザイン工事看板（各工事PR看板含む）

## 20. 業務用プレート等に関する事項

発注者は本工事の施工に必要な車両が下表に示す道路に乗り入れる場合は、工事用プレート（ETC専用）を受注者の申請により交付する。

受注者は、工事用プレート（ETC専用）を適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

道路名	区間	備考
館山自動車道	蘇我IC～木更津北IC	・交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車・標識車 ・姉崎第二橋耐震補強工事に関わる資材運搬車、工事車両 ・村田川橋耐震補強工事に関わる資材運搬車、工事車両

## 21. 三者協議会に関する事項

### 21-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、監督員が受注者及び本工事における次の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

- (1) 浜野橋、加茂橋、村田川橋、豊成高架橋、姉崎第二橋、大曾根高架橋の耐震補強検討に関する事項
- (2) その他監督員が定める事項

### 21-2 三者協議会協定書の締結

監督員が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書 別添-1に示す「館山自動車道 豊成高架橋耐震補強工事 三者協議会協定書(案)」に基づく、協定書を締結するものとする。

### 21-3 三者協議会の開催の決定等

監督員は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に、三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

### 21-4 三者協議会の開催に要する費用

監督員は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書 1-5「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び 1-17「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

## 2.2. 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

## 2.3. 完全週休2日工事

本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日を達成するよう工事を実施する「完全週休2日工事（発注者指定方式）」である。

### 2.3-1 定義

- (1) 「完全週休2日」とは、対象期間の全ての週において、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、共通仕様書1-13「作業日」に示す期間については、原則、作業を行ってはならないものとする。
- (2) 「対象期間」とは、着工日から工事完成日までの期間をいう。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

### 2.3-2 履行確認（完全週休2日確保の確認方法）

- (1) 現場閉所を行うときは、工程会議等により監督員が事前に把握している場合を除き、事前に監督員にメール等で連絡をするものとする。
- (2) 受注者は、工事完成後に、完全週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」（別添-2）を作成し、監督員に提出するものとする。また、工事途中において、監督員より「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合は、その求めに応じるものとする。
- (3) 監督員は、受注者から提出された「取得報告書」及び共通仕様書1-19-3「週間工程表」に規定する工事実績等を基に、完全週休2日の取得状況を確認するものとする。なお、1週間の定義は「着工日の曜日始まり」を基本とし、7日間に満たない週は除くものとする。
- (4) 履行確認の結果、完全週休2日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額を減額変更するものとする。

### 2.3-3 工期

本工事は、共通仕様書1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者または監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着工期間）：契約保証取得の日の翌日から120日間（まで）

### 2.3-4 完全週休2日工事に要する費用

#### 2.3-4-1 補正対象項目及び補正方法

発注者は、完全週休2日工事の積算に当たっては、「土木工事積算基準（4週8休）」における「現場閉所による4週8休以上の確保：週単位」を適用し、設計金額の算出を行うものとする。

また、完全週休2日の確保を本特記仕様書2.3-2「履行確認（完全週休2日確保の確認方法）（2）」による確認後、完全週休2日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

なお、減額費用の算出方法等の取扱いについては、共通仕様書1-33-1「新単価」の規定によるものとし、NEXCOの土木工事積算基準により減額費用を算出するものとする。

見積活用方式を採用する工事において、見積対象とした項目においては、最終参考見積書の内訳（材料、労務費、機械経費、その他、割掛費等）を確認し、完全週休2日に係る費用が含まれていないものについては、NEXCOの「土木工事積算基準（4週8休）」における「現場閉所による4週8休以上の確保：週単位」を適用し、補正額を算出するものとする。

また、完全週休2日の確保を本特記仕様書23-2「履行確認（完全週休2日確保の確認方法）（2）」による確認後、完全週休2日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

なお、減額費用の算出方法等の取扱いについては、共通仕様書1-33-1「新単価」の規定によるものとし、見積対象とした項目においては、最終参考見積書に記載している完全週休2日に係る費用の内訳（材料、労務費、機械経費、その他、割掛費等）に基づき減額変更を行うものとする。最終参考見積書に内訳の記載がないものについては、NEXCOの「土木工事積算基準（4週8休）」における「現場閉所による4週8休以上の確保：週単位」を適用し、減額費用を算出するものとする。

#### 23-4-2 支払

完全週休2日工事に要する費用は、関連する単価項目の単価及び諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

### 24. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとしてしゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価を受けることができる工事である。

#### 24-1 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（1）～（5）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- （1）本工事で行う取り組み
- （2）次のいずれかを行う取り組み
  - ・CO2排出量の削減に寄与する取り組み
  - ・CO2の吸収に寄与する取り組み
  - ・CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- （3）成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- （4）本工事において実施が確認できる取り組み
- （5）本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

#### 24-2 取り組みの提案及び加点評価対象の通知

- （1）受注者は取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（別添-4）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。
- （2）監督員は、提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「24-1」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。  
なお、監督員が受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

#### 24-3 履行確認

- （1）受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19,20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。
- （2）監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

## 24-4 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

## 25. 工事細部に関する事項

### 25-1 施工計画書

共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に次を追加する。

- 1) 光通信ケーブル等損傷事故防止対策
- 2) 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止の対策

### 25-2 作業時間帯による単価表の表記区分

単価表の項目末尾名称に、施工時間帯に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。

施工時間	単価表の項目末尾の表記	備考
夜間作業	(N)	
昼間作業	無表記	

### 25-3 道路掘削

#### 25-3-1 種別

共通仕様書2-6-1(1)に規定する道路掘削の種別及び作業内容は次のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
土砂A	1) 豊成高架橋高架下P4～P9間の仮置土砂の掘削 2) 豊成高架橋高架下A1～A2間への積込、運搬、敷均し 3) 豊成高架橋工事進入路仮盛土への仮置土砂の積込、運搬、敷均し、締固め 4) 豊成高架橋工事進入路仮盛土から高架下への掘削、積込、運搬、敷均し、締固め 土質区分：土砂B（砂質土）
土砂B	1) 大曽根高架橋高架下の仮置土砂の掘削 2) 大曽根高架橋高架下への積込、運搬、敷均し 3) 大曽根高架橋上り線A2前面への積込、運搬、敷均し、締固め 4) 大曽根高架橋工事進入路仮盛土への積込、運搬、敷均し、締固め 5) 大曽根高架橋上り線A2前面仮盛土及び工事進入路仮盛土から高架下への掘削、積込、運搬、敷均し、締固め 土質区分：土砂B（砂質土）

#### 25-3-2 支払

共通仕様書2-6-7「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
2-(2)	道路掘削	
	土砂A	m <sup>3</sup>
	土砂B	m <sup>3</sup>

### 25-4 構造物掘削

#### 25-4-1 種別

(1) 共通仕様書2-8-1(1)及び2-8-1.1に規定する構造物掘削の種別及び作業内容は次のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
普通部A	1) 加茂橋の基礎地盤の掘削、掘削箇所近傍へのはねつけ 2) 埋戻し、掘削箇所近傍への掘削残土の敷均し 3) 含水量の調整 土質区分：土砂B（砂質土） 水替えあり

単価表の項目	作業内容
普通部B	1) 豊成高架橋・大曽根高架橋の基礎地盤の掘削、掘削箇所近傍へのはねつけ 2) 埋戻し、掘削箇所近傍への掘削残土の敷均し 3) 含水量の調整 土質区分：土砂B（砂質土）
普通部C	1) 姉崎第二橋の基礎地盤の掘削、大曽根高架橋高架下への積込、運搬、敷き均し 2) 大曽根高架橋下からの姉崎第二橋への掘削、積込、運搬、埋戻し、締固め 3) 含水量の調整 土質区分：土砂B（砂質土）
特殊部A	1) 豊成高架橋P1橋脚における親杭・横矢板・グランドアンカーによる土留め、掘削、掘削箇所近傍への積込、運搬、敷均し 2) 埋戻し部への掘削、積込、運搬、埋戻し、締固め、豊成高架橋高架下への掘削残土の掘削、積込、運搬、敷均し、締固め 3) 親杭・横矢板・グランドアンカーの除去、処分 4) 含水量の調整 土質区分：土砂B（砂質土）・土砂C（粘性土） 水替えあり
特殊部B	1) 浜野橋（下）P2橋脚でのライナープレートによる土留め、掘削 2) 今井高架橋仮置場への積込、運搬、敷均し 3) 今井高架橋仮置場から埋戻し部への掘削、積込、運搬、埋戻し、締固め 4) ライナープレートの撤去 5) ライナープレート背面裏込モルタル注入、撤去、処分 6) 含水量の調整 土質区分：土砂B（砂質土）
特殊部C	1) 村田川橋P2橋脚でのライナープレートによる土留め、掘削 2) 加茂橋高架下への積込、運搬、敷均し 3) 加茂橋高架下から埋戻し部への掘削、積込、運搬、埋戻し、締固め 4) ライナープレートの撤去 5) ライナープレート背面裏込モルタル注入、撤去、処分 6) 含水量の調整 土質区分：土砂B（砂質土） 水替えあり
特殊部D	1) 豊成高架橋P3橋脚でのライナープレートによる土留め、掘削、掘削箇所近傍への積込、運搬、敷均し 2) 埋戻し部への掘削、積込、運搬、埋戻し、締固め、豊成高架橋高架下への掘削残土の掘削、積込、運搬、敷均し、締固め 3) ライナープレートの撤去 4) ライナープレート背面裏込モルタル注入、撤去、処分 5) 含水量の調整 土質区分：土砂B（砂質土）
特殊部E	1) 豊成高架橋P4橋脚でのライナープレートによる土留め、掘削、掘削箇所近傍への積込、運搬、敷均し 2) 埋戻し部への掘削、積込、運搬、埋戻し、締固め、豊成高架橋高架下への掘削残土の掘削、積込、運搬、敷均し、締固め 3) ライナープレートの撤去 4) ライナープレート背面裏込モルタル注入、撤去、処分 5) 含水量の調整 土質区分：土砂B（砂質土）
特殊部F	1) 豊成高架橋P5橋脚でのライナープレートによる土留め、掘削、掘削箇所近傍への積込、運搬、敷均し 2) 埋戻し部への掘削、積込、運搬、埋戻し、締固め、豊成高架橋高架下への掘削残土の掘削、積込、運搬、敷均し、締固め 3) ライナープレートの撤去 4) ライナープレート背面裏込モルタル注入、撤去、処分 5) 含水量の調整

単価表の項目	作業内容
	土質区分：土砂B（砂質土）

(2) 構造物掘削における締切の内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	掘削箇所	作業内容	摘要
特殊部A	豊成高架橋 P1施工箇所	設計図書に示す親杭・横矢板による土留 親杭・腹起し（リース材）、横矢板・グランドアンカー（新材）	リーダレス型杭打機によるプレボーリング工法
特殊部B	浜野橋 （下）P2施工箇所	設計図書に示す円形ライナープレートによる土留 ライナープレート（新材）	
特殊部C	村田川橋 P2施工箇所	設計図書に示す矩形ライナープレートによる土留 切梁・縦梁（リース材）、ライナープレート（新材）	
特殊部D	豊成高架橋 P3施工箇所	設計図書に示す矩形ライナープレートによる土留 切梁・縦梁（リース材）、ライナープレート（新材）	
特殊部E	豊成高架橋 P4施工箇所	設計図書に示す矩形ライナープレートによる土留 切梁・縦梁（リース材）、ライナープレート（新材）	
特殊部F	豊成高架橋 P5施工箇所	設計図書に示す矩形ライナープレートによる土留 切梁・縦梁（リース材）、ライナープレート（新材）	

#### 25-4-2 施工

- (1) 構造物掘削前に現地盤高さの確認・測量を行い、監督員に報告するものとする。
- (2) 掘削中に予期しない不良土または転石（50cm以上）等に遭遇した場合は、監督員に報告し、その処理方法について監督員と協議するものとし、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。
- (3) 構造物掘削にあたり、水替えの必要が出た場合は、監督員に報告しその処理方法について監督員と協議するものとし、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

#### 25-4-3 支払

共通仕様書2-8-1.1「支払」に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
2-(6) 構造物掘削	
普通部A	m <sup>3</sup>
普通部B	m <sup>3</sup>
普通部C	m <sup>3</sup>
特殊部A	m <sup>3</sup>
特殊部B	m <sup>3</sup>
特殊部C	m <sup>3</sup>
特殊部D	m <sup>3</sup>
特殊部E	m <sup>3</sup>
特殊部F	m <sup>3</sup>

#### 25-5 構造物用コンクリート

##### 25-5-1 支払

共通仕様書 8-2-17 「支払」に以下を追加する。

コンクリート A1-5 の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、1m<sup>3</sup>当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリートの計量、練り混ぜ、運搬、打込み、仕上げ、養生、巻立コンクリート天端防水シーリング等コンクリート A1-5 の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

## 25-6 鉄筋工

### 25-6-1 鉄筋の種別

共通仕様書 8-4-2 「鉄筋の種別」によらず下記のとおりとする。

単価表の項目	使用箇所	継手の種類
T	耐震補強の巻立て鉄筋コンクリート構造物	主鉄筋ーガス圧接継手 帯鉄筋ーフレア溶接継手

### 25-6-2 材料

共通仕様書 8-4-4 「材料」に以下を追加する。

- (3) フーチングへの軸方向鉄筋の定着は、エポキシ樹脂系の接着剤とし、使用する材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ 6-2-1 (2) によるものとする。
- (4) 組立用アンカーに使用する材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ 7-1-4 によるものとし、施工中に脱落しないように十分な付着を確保出来る材料を使用しなければならない。

### 25-6-3 施工

共通仕様書 8-4-5 「施工」に以下を追加する。

- (4) 軸方向鉄筋のフーチング定着部の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ 6-2 によるものとする。
- (5) 組立用アンカーの施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ 7-1-4 によるものとする。
- (6) 鉄筋フレア溶接継手の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ 7-2 によるものとする。
- (7) アンカー削孔に伴うコンクリート殻は、本特記仕様書 18 「再生資源及び建設副産物に関する事項」に従い処分するものとする。
- (8) アンカー工の削孔は、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。なお、アンカー削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔に要する費用は契約単価に含めるものとする。

### 25-6-4 支払

共通仕様書 8-4-7 「支払」を以下に変更する。

鉄筋 T の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、1t 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う組立て筋を含む鉄筋の加工、組立て、据付け、鉄筋探査、アンカー削孔、孔の清掃、樹脂接着、組立用アンカーに要する材料、コンクリートの取壊し発生材運搬、コンクリートの処分等、鉄筋 T の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
8-(3)	鉄筋 T	t

## 25-7 落橋防止工

### 25-7-1 縁端拡幅工

25-7-1-1 種別

共通仕様書17-5-3「縁端拡幅工」(2)に下記を追加する。

単価表の項目	区分
アンカー工 $\phi a \cdot L (b)$	縁端拡幅工Bの鉄筋アンカーに必要な既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、アンカー鉄筋の挿入、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分を行うものをいう。 アンカー鉄筋の材料は縁端拡幅工Bの鉄筋に含む $\phi a$ : コンクリート削孔径 (mm) 、 L : 設計削孔長 (mm) b : 削孔向き (水平方向 o r 上方向 o r 下方向)

25-7-1-2 施工

アンカー工の施工は、共通仕様書17-5-3「縁端拡幅工」に下記を追加する。

- (1 1) 鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。なお、アンカー削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔に要する費用は契約単価に含めるものとする。
- (1 2) アンカー削孔に伴うコンクリート殻については、本特記仕様書18「再生資源及び建設副産物に関する事項」に従い処分するものとする。

25-7-1-3 支払

共通仕様書17-5-8「支払」に下記を追加する。

アンカー工  $\phi a \cdot L (b)$  の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄筋探査、不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、樹脂接着、コンクリート塊の運搬・処分等、アンカー工  $\phi a \cdot L (b)$  の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17-(9)	縁端拡幅工B アンカー工 $\phi a \cdot L (b)$	本

25-7-2 落橋防止構造

25-7-2-1 種別

共通仕様書17-5-2「落橋防止工の種別」に下記を追加する。

単価表の項目	区分
C1 (A)	固定足場上で豊成高架橋A1橋台部において鎖(チェーン)で桁と下部工を連結するもの。 落橋防止構造1本当たりの設計地震力(kN) : 1117.7kN
C1 (B)	固定足場上で豊成高架橋P3橋脚部(P2側)において鎖(チェーン)で桁と下部工を連結するもの。 落橋防止構造1本当たりの設計地震力(kN) : 1175.3kN
C1 (C)	固定足場上で豊成高架橋P4橋脚部(P5側)において鎖(チェーン)で桁と下部工を連結するもの。 落橋防止構造1本当たりの設計地震力(kN) : 1115.7kN
C1 (D)	固定足場上で豊成高架橋P12橋脚部において鎖(チェーン)で桁と下部工を連結するもの。 既設橋脚箱抜部への無収縮モルタルの充填を含む 落橋防止構造1本当たりの設計地震力(kN) : 765.4kN (P11側) 落橋防止構造1本当たりの設計地震力(kN) : 765.8kN (P13側)
C1 (E)	固定足場上で豊成高架橋A2橋台部において鎖(チェーン)で桁と下部工を連結するもの。 落橋防止構造1本当たりの設計地震力(kN) : 973.4kN

単価表の項目	区分
C 1 (F)	固定足場上で姉崎第二橋上り A 1 橋台において鎖 (チェーン) で桁と下部工を連結するもの。 落橋防止構造 1 本当たりの設計地震力 (k N) : 809.2 k N
C 1 (G)	固定足場上で姉崎第二橋上り A 2 橋台において鎖 (チェーン) で桁と下部工を連結するもの。 落橋防止構造 1 本当たりの設計地震力 (k N) : 767.6 k N
C 1 (H)	固定足場上で姉崎第二橋下り A 1 橋台において鎖 (チェーン) で桁と下部工を連結するもの。 落橋防止構造 1 本当たりの設計地震力 (k N) : 693.2 k N
C 1 (I)	固定足場上で姉崎第二橋下り A 2 橋台において鎖 (チェーン) で桁と下部工を連結するもの。 落橋防止構造 1 本当たりの設計地震力 (k N) : 665.8 k N
C 1 (J)	固定足場上で大曽根高架橋 A 1 橋台において鎖 (チェーン) で桁と下部工を連結するもの。 落橋防止構造 1 本当たりの設計地震力 (k N) : 895.9 k N
C 1 (K)	固定足場上で大曽根高架橋 A 2 橋台において鎖 (チェーン) で桁と下部工を連結するもの。 落橋防止構造 1 本当たりの設計地震力 (k N) : 1010.1 k N
P 1 - a (b)	P C 鋼材を用いて桁と下部工を連結するもの a : 落橋防止構造 1 本当たりの設計地震力 (k N) b : 設計遊間量 (mm)
P 2 - a (b)	P C 鋼材を用いて桁と桁を連結するもの a : 落橋防止構造 1 本当たりの設計地震力 (k N) b : 設計遊間量 (mm)
A - a K N ・ φ b	縦型緩衝ピンを用いて桁と下部工を連結するもの a : 設計荷重 (K N) b : 緩衝ピン径 (mm)
鋼製ブラケット	下部工に取り付く鋼製ブラケットの製作、防錆、輸送
アンカー工 φ a ・ L (b)	落橋防止構造の鉄筋アンカーに必要な既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分を行うものをいう。(アンカー鉄筋の材料は含まない。) φ a : コンクリート削孔径 (mm) 、 L : 設計削孔長 (mm) b : 削孔向き (水平方向 o r 上方向 o r 下方向)

## 25-7-2-2 作業内容

共通仕様書 17-5-2 「落橋防止工の種別」に下記を追加する。共通仕様書 17-5-2 「落橋防止工の種別」の単価表の項目に含める作業内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	備考		
C 1 (A)	1) 近接調査計測工 (既設構造物の詳細寸法計測・障害物の有無、ハンドリング調査等) 2) 芯出し調整工 3) 落橋防止構造の製作、防錆、輸送、設置 4) 上部工付ブラケットを設置するコンクリート面のチップング、無収縮モルタルの施工 5) 上部工付ブラケットのアンカーボルトの製作・防錆・輸送 6) 上部工付ブラケットの製作・防錆・輸送・設置 7) 下部工付ブラケットを設置するコンクリート面のチップング、不陸調整用樹脂パテ材及びシール工の施工 8) 下部工付ブラケットの設置 9) チップングに伴い発生するコンクリート殻の処分			
C 1 (B)				
C 1 (C)				
C 1 (D)				
C 1 (E)				
C 1 (F)				
C 1 (G)				
C 1 (H)				
C 1 (I)				
C 1 (J)				
C 1 (K)				
P 1 -1015 (250) 、			1) 近接調査計測工 (既設構造物の詳細寸法計測・障害物の有無、ハンドリング調査等)	

単価表の項目	作業内容	備考
P 1 - 1067 (250)	2) 芯出し調整工 3) 落橋防止構造の製作、防錆、輸送、設置 4) ブラケットを設置するコンクリート面のチッピング、不陸調整用樹脂パテ材及びシール工の施工 5) 上部工付ブラケットのアンカーボルトの製作・防錆・輸送 6) 上部工付ブラケットの製作・防錆・輸送・設置 7) 下部工付ブラケットの設置 8) チッピングに伴い発生するコンクリート殻の処分	
P 1 - 1192 (600) 、 P 1 - 1675 (600)	1) 近接調査計測工（既設建造物の詳細寸法計測・障害物の有無、ハンドリング調査等） 2) 芯出し調整工 3) 落橋防止構造の製作、防錆、輸送、設置 4) 上部工付ブラケットを設置するコンクリート面のチッピング、無収縮モルタルの施工及びシール工の施工 5) 上部工付ブラケットのアンカーボルトの製作・防錆・輸送 6) 上部工付ブラケットの製作・防錆・輸送・設置 7) 下部工付ブラケットを設置するコンクリート面のチッピング、不陸調整用樹脂パテ材の施工 8) 下部工付ブラケットの設置 9) チッピングに伴い発生するコンクリート殻の処分	
P 2 - a (b)	1) 近接調査計測工（既設建造物の詳細寸法計測・障害物の有無、ハンドリング調査等） 2) 芯出し調整工 3) 落橋防止構造の製作、防錆、輸送、設置 4) 上部工付ブラケットを設置するコンクリート面のチッピング、無収縮モルタルの施工 5) 上部工付ブラケットのアンカーボルトの製作・防錆・輸送 6) 上部工付ブラケットの製作・防錆・輸送・設置 7) チッピングに伴い発生するコンクリート殻の処分	
A - a KN・ φ b	1) 近接調査計測工（既設建造物の詳細寸法計測・障害物の有無、ハンドリング調査等） 2) 芯出し調整工 3) 落橋防止構造の製作、防錆、輸送、設置 4) 上部工付ブラケットを設置するコンクリート面のチッピング、無収縮モルタルの施工 5) 上部工付ブラケットのアンカーボルトの製作・防錆・輸送 6) 上部工付ブラケットの製作・防錆・輸送・設置 7) 下部工付ブラケットを設置するコンクリート面のチッピング、不陸調整用樹脂パテ材及びシール工の施工 8) 下部工付ブラケットの設置 9) チッピングに伴い発生するコンクリート殻の処分	
鋼製ブラケット	1) 下部工付ブラケットのアンカーボルトの製作・防錆・輸送 2) 下部工付ブラケットの製作・防錆・輸送	
アンカー工 φ a・L (b)	1) 鉄筋探査 2) ブラケットアンカーボルトの挿入・固定 3) 既設コンクリート建造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着 4) 削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分	

### 25-7-2-3 施工

共通仕様書 17-5-4 「落橋防止構造」の規定による他、以下のとおり施工を行うものとする。

- (1) 落橋防止構造等の溶融亜鉛めっきは、共通仕様書 11-9-4 「落橋防止構造の塗装及び溶融亜鉛めっき」の各関連項目及び設計図書に示すものとする。
- (2) 落橋防止構造の上部工付ブラケット、下部工付ブラケットの製作、輸送は、共通仕様書 10-6 「鋼構造物の製作」、共通仕様書 10-8 「鋼構造物の輸送」に準拠するものとする。

#### 25-7-2-4 アンカー工の施工

アンカー工の施工は、共通仕様書 17-5-4 「落橋防止構造」(5)、(6)、(7)、(8)の規定による他、以下のとおり施工を行うものとする。

- (1) アンカー工の削孔は、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告することとする。
- (2) アンカー削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔に要する費用は契約単価に含めるものとする。
- (3) アンカー削孔に伴うコンクリート殻は、本特記仕様書 18 「再生資源及び建設副産物に関する事項」に従い処分するものとする。

#### 25-7-2-5 溶接に関する事項

落橋防止構造の製作については、共通仕様書 17-5-4 「落橋防止構造」の規定による他、次によるものとする。

##### (1) 溶接種別の確認等について

受注者は、落橋防止構造等の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合は、共通仕様書 1-5-2 「設計図書の照査」に準じた確認を監督員に求めるものとする。

なお、受注者は設計図書の照査にあたっては、「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して(要請書)」国土交通省(平成27年12月25日付け)を踏まえて実施するものとする。

また、受注者は、外部の製作会社に落橋防止構造等の製作を外注する場合、製作会社が作成する製作要領等により、製作会社が当該工事の契約図書の内容を正確に認識していることを、確認するものとする。

##### (2) 溶接検査について

- ① 受注者は、外部の製作会社に落橋防止構造等の製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行う旨を施工計画書に明記するものとする。
- ② 受注者は、溶接検査を外注する場合、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理試験(社内検査)を行っていない、第三者の検査会社と直接契約を行うものとする。
- ③ 内部きずの検査について、非破壊試験検査を行う者は、試験の種類に応じた J I S Z 2 3 0 5 (非破壊試験の技術者の資格及び認証)の資格を有した者であることとし、資格証明書(写)を施工計画書に添付するものとする。
- ④ 落橋防止構造等の完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は、落橋防止構造等の全数を対象に溶接継手全長の検査を行うものとする。
- ⑤ 受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止構造等の検査会社として使用する場合、超音波探傷試験及び探傷感度の設定の際に立会確認を行うとともに、検査会社から検査要領書を提出させ、当該要領書に記載されたすべての検査状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出することを求めるものとする。なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書(平成27年12月22日)」及び落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書別冊(平成27年12月22日)」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。
- ⑥ 受注者は、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査の実施後、その結果について速やかに監督員に報告するものとし、塗装等の実施については監督員の確認を得るものとする。

##### (3) 溶接施工について

- ① 受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出するものとする。なお、当該分野について I S O 9 0 0 1 を取得してい

る製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は、当該記録を同製作会社に行わせることができるものとする。

②受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止構造等の製作会社として使用する場合、完全溶込み溶接工程における開先加工、裏はつりへの立会確認に加え、製作会社から溶接施工要領書を提出させるとともに、当該要領書に記載されたすべての溶接作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出するものとする。ISO9001を取得している製作会社を使用する場合においても同様とする。なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書（平成27年12月22日）」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書別冊（平成27年12月22日）」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。

③受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。

(4) 抜き打ち非破壊試験検査について

本工事は、発注者による抜き打ち非破壊検査を実施することがある。

なお、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止構造等の完全溶込み溶接継手すべてにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督員に報告するものとする。

(5) 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に記載するものとする。

(6) 落橋防止構造等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良が判明した場合において受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

#### 25-7-2-6 内部きず検査

内部きず検査は、公益社団法人 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 平成29年11月「Ⅱ鋼橋・鋼部材編」（以下、道示Ⅱ）20.8.7に基づいて実施すること。

#### 25-7-2-7 数量の検測

(1) A-a KN・φbの数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

(2) 鋼製ブラケットの数量の検測は、設計数量（t）で行うものとする。

#### 25-7-2-8 支払

共通仕様書17-5-8「支払」（2）落橋防止構造に下記を追加する。

(1) C1(A)～C1(K)、P1-a(b)、P2-a(b)の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書25-7-2-2「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

(2) A-a KN・φbの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書25-7-2-2「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

(3) 鋼製ブラケットの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書25-7-2-2「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

(4) アンカー工 φa・L(b)の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め及び樹脂接着に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

17-(11)

落橋防止構造

C 1 (A)	本
C 1 (B)	本
C 1 (C)	本
C 1 (D)	本
C 1 (E)	本
C 1 (F)	本
C 1 (G)	本
C 1 (H)	本
C 1 (I)	本
C 1 (J)	本
C 1 (K)	本
P 1 - a (b)	本
P 2 - a (b)	本
A - a KN · φ b	箇所
鋼製ブラケット	t
アンカー工 φ a · L (b)	本

### 25-7-3 横変位拘束構造M

#### 25-7-3-1 種別

共通仕様書17-5-6「横変位拘束構造」(2)の種別に下記を追加する。

単価表の項目	区分
鋼製ブラケット	鋼製ブラケットの製作、防錆、輸送、設置 アンカー鉄筋の製作、防錆、輸送、設置
アンカー工 φ a · L (b)	横変位拘束構造の鉄筋アンカーに必要な既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分を行うものをいう。 φ a : コンクリート削孔径 (mm)、L : 設計削孔長 (mm) b : 削孔向き (水平方向 o r 下方向)

#### 25-7-3-2 作業内容

横変位拘束構造の作業内容は、下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
鋼製ブラケット	1) 近接調査計測工 (既設構造物の詳細寸法計測・障害物の有無、ハンドリング調査等) 2) 芯出し調整工 3) 鋼製ブラケットを設置するコンクリート面のチップング、無収縮モルタル及びシーリング工の施工 4) 鋼部材の製作・防錆・輸送・設置 5) 緩衝材 (クロロプレンゴム) の製作・設置 6) チップングに伴い発生するコンクリート殻の処分
アンカー工 φ a · L (b)	1) 鉄筋探査 2) 既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着 3) 削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分

#### 25-7-3-3 材料・製作・輸送

- (1) 使用する鋼材の材料及び品質は、道示Ⅱ20.6.1、20.7及び20.8の関係各項の規定に従うものとする。
- (2) 横変位拘束構造の鋼製ブラケットの製作、輸送は、共通仕様書10-6「鋼構造物の製作」、共通仕様書10-8「鋼構造物の輸送」に準拠するものとする。

#### 25-7-3-4 施工

- (1) アンカー工の施工は、本特記仕様書25-7-2-4「アンカー工の施工」の規定によるもの

とする。

- (2) 溶接の施工については、本特記仕様書 25-7-2-5 「溶接に関する事項」の関連項目の規定によるものとする。

25-7-3-5 防錆

横変位拘束構造の防錆処理は、設計図書に示すとおりとする。

25-7-3-6 支払

- (1) 鋼製ブラケットの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 t 当たりの契約単価で行うものとする。鋼製ブラケットの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書 25-7-3-2 「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (2) アンカー工  $\phi a \cdot L (b)$  の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め及び樹脂接着に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17-(13)	横変位拘束構造M	
	鋼製ブラケット	t
	アンカー工 $\phi a \cdot L (b)$	本

25-8 耐震補強工

25-8-1 耐震補強用コンクリート表面処理工

25-8-1-1 定義

共通仕様書 17-8-2 (1) 「定義」によらず、下記の通りとする。

耐震補強用コンクリート表面処理工Aとは、鉄筋コンクリート巻立て工法の既設コンクリートと巻立てコンクリートとの付着を良くするために、ウォータージェットにて既設コンクリート打設面の粗面化及び清掃を行うことをいう。

25-8-2 炭素繊維巻立て工

25-8-2-1 種別

共通仕様書 17-8-10 に示す炭素繊維巻立て工の単価表の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分
A	炭素繊維シート（目付量：200 g/m <sup>2</sup> 、水平1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。
B	炭素繊維シート（目付量：300 g/m <sup>2</sup> 、水平1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。
C	炭素繊維シート（目付量：300 g/m <sup>2</sup> 、水平1層、目付量：200 g/m <sup>2</sup> 、鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。

25-8-2-2 支払

共通仕様書 17-8-10 「炭素繊維巻立て工」（5）の支払に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
17-(26)	炭素繊維巻立て工	
	A	m <sup>2</sup>
	B	m <sup>2</sup>
	C	m <sup>2</sup>

25-9 構造物補修工

共通仕様書 17-9 「構造物補修工」に次を追加する。

### 25-9-1 事前調査

受注者は、施工に先立ち各施工箇所におけるコンクリート構造物の劣化損傷状況について、近接目視及び打音による調査を行い、補修範囲の特定し、施工条件、施工方法、設計図と現地の相違点等、それらの結果を監督員に報告し、その指示を受けるものとする。なお、これらに要する費用は、関連する契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

### 25-9-2 断面修復工

#### 25-9-2-1 種別

共通仕様書17-9-3(2)「種別」の単価表の項目に、下表を追加する。

単価表の項目	区分内容
A	コンクリート構造物の欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法により断面修復材にて修復することをいい、固定足場上で施工を行うもの。

#### 25-9-2-2 材料及び施工

共通仕様書17-9-3(3)「材料」、(4)「施工」によらず次のとおりとする。

##### (3) 材料

- ①断面修復工に使用する材料は、構造物施工管理要領Ⅲ-3-3-2～5の規定に適合するものでなければならない。
- ②鉄筋の塗布による防錆処理は亜硝酸塩系の防錆剤を標準とする。
- ③プライマーは、使用する断面修復材に定める施工要領書によるものとする。
- ④構造物の部位ごとに使用する断面修復材は、下表の基準を満足するものとする。

構造物名	部位	材令28日における 圧縮強度 (N/mm <sup>2</sup> )	摘要
豊成高架橋	上部工	40.0	主桁
		35.0	横桁
		24.0	床版

##### (4) 施工

断面修復工の施工は、構造物施工管理要領Ⅲ-3-3-6～9の規定に従い行うものとする。

#### 25-9-2-3 支払

共通仕様書17-9-3(6)「支払」によらず次のとおりとする。

断面修復工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1L当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う断面欠損面の清掃・整形、鉄筋のケレン・防錆剤の塗布、断面修復材による修復等断面修復工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

17-(29)	<u>単価表の項目</u> 断面修復工 A	<u>検測の単位</u> L
---------	-----------------------------	-------------------

### 25-9-3 表面保護工

共通仕様書17-11「表面保護工」に次を追加する。

#### 25-9-3-1 種別

表面保護工の単価表の項目の種別は次表のとおりとする。

単価表の項目	区分	摘要
コンクリート表面被覆工	断面修復箇所の表面を塗装により被覆することをいい、固定足場上で施工するもの	豊成高架橋

## 25-9-3-2 支払

共通仕様書17-11-5「支払」によらず次のとおりとする。  
 表面保護工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m<sup>2</sup>当たりの契約単価で行うものとする。コンクリート表面被覆工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリート表面の泥・ほこり、油脂等の除去、プライマー塗布、パテ材塗布、主材塗布、仕上げ材塗布等コンクリート表面被覆工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17-(32)	表面保護工 コンクリート表面被覆工	m <sup>2</sup>

## 25-9-4 コンクリート表面処理工

### 25-9-4-1 施工

共通仕様書17-9-4(2)「施工」によらず、次のとおりとする。

- ①コンクリート表面処理工の施工は、構造物施工管理要領Ⅲ-3-1-1の規定に従い行うものとし、WJ工法によることを基本とする。ただし、WJ工法を用いることが困難な狭隘な箇所、光ケーブル等の支障物近接箇所は、ディスクサンダー工法を用いるものとする。
- ②コンクリート表面処理工による施工は、本体構造物及び支障物等に損傷を与えないように慎重に行うものとする。
- ③WJ工法による表面処理工は、清水を使用すること。
- ④WJ工法による回収(汚濁)水は沈殿槽に貯水し排水時においてその水質は、各自治体が定める基準に適合しなければならない。なお、回収(汚濁)水の沈殿槽への貯水及び水質調整等に要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わない。
- ⑦回収(汚濁)水から分離した汚泥の処分については、関連する法令に基づき適切に処理しなければならない。なお、汚泥の処分に要する費用については、別途、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。
- ⑧施工中の飛散防止対策に要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

## 25-10 交通規制工

### 25-10-1 種別

共通仕様書19-3-2「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容に関する単価表の項目については設計図に示す数量総括表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	規制時間	備考
路肩規制 A	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する路肩規制A、路肩規制B及び路肩規制Cをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	08:00~17:30 (08:30~16:30)	姉崎第二橋(上下線)交通規制図
			村田川橋(上り線)交通規制図
車線規制 A	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	07:30~18:00 (08:30~16:30)	姉崎第二橋(上下線)交通規制図
車線規制 A(N)			20:30~翌7:00 (21:30~翌5:30)

- ① 各単価項目に含まれる交通安全要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。
- ② 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始(標識設置開始)から規制撤去完了(標識撤去完了)までの時間である。
- ③ ( )内の時間は、交通規制内の施工可能時間(休憩時間を含む)を示す。
- ④ 交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員及び交通監視員の休憩時間等の交替要員について

は、交通規制工に含むものとする。なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

#### 25-10-2 施工

- (1) 本特記仕様書7-4、及び道路交通法第80条の規定に基づく協議に従い実施するものとする。
- (2) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。

#### 25-10-3 支払

共通仕様書19-3-5「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19-(1)	交通規制工	
	路肩規制 A	回
	車線規制 A	回
	車線規制 A (N)	回

#### 25-11 交通保安要員

##### 25-11-1 種別及び配置

- (1) 共通仕様書19-4-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間 (拘束時間※1)	休憩時間における交替要員の計上(※1)	備考
交通監視員A2	8:30~16:30 (8:00~17:00)	無	
交通誘導警備員A1	8:30~16:30 (8:00~17:00)	有	
交通誘導警備員A1(N)	21:00~翌5:00 (20:30~翌5:30)	有	
交通誘導警備員B1	8:30~16:30 (8:00~17:00)	有	
交通誘導警備員B2	8:30~16:30 (8:00~17:00)	無	
交通誘導警備員B2(N)	21:00~翌5:00 (20:30~翌5:30)	無	

(※1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

前表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

- (2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交代要員は次のとおりとする。

配置場所	交通保安員の種別	配置人数	休憩時間における交替要員	摘要
館山自動車道 浜野橋 国道16号 ゼブラ内規制	規制箇所 交通誘導警備員A1	1人	1人	※1
館山自動車道 浜野橋 浜野町26号線 歩道規制	規制箇所 交通誘導警備員B1	1人	1人	※2
	交通誘導警備員B2	1人		
館山自動車道 浜野橋 市道浜野町大金沢町線 車線規制	工事車両 出入口 交通誘導警備員B2	1人	-	
館山自動車道 浜野橋 国道16号 夜間車線規制	規制箇所 交通誘導警備員A1(N)	1人	1人	※3
	交通誘導警備員B2(N)	2人		
館山自動車道 村田川橋	規制箇所 交通誘導警備員B1	1人	1人	※

配置場所		交通保安員の種別	配置人数	休憩時間における交替要員	摘要
市道143号線 車線規制		交通誘導警備員B 2	2人		2
館山自動車道 加茂橋 市道2275号線 車線規制	規制箇所	交通誘導警備員B 2	2人	-	
館山自動車道 加茂橋 市道2925号線 進入口	工事車両 出入口	交通誘導警備員B 2	1人	-	
館山自動車道 加茂橋 県道21号線 進入口	工事車両 出入口	交通誘導警備員B 2	1人	-	
館山自動車道 加茂橋 県道21号線 片側交互通行規制	規制箇所	交通誘導警備員B 1	2人	2人	※ 2
		交通誘導警備員B 2	3人		
館山自動車道 豊成高架橋 県道144号線 片側交互通行規制	規制箇所	交通誘導警備員B 1	1人	1人	※ 2
		交通誘導警備員B 2	1人		
館山自動車道 豊成高架橋 A1～P3 県道交差点	工事車両 出入口	交通誘導警備員B 2	1人	-	
館山自動車道 豊成高架橋 P4～A2 県道交差点	工事車両 出入口	交通誘導警備員B 2	1人	-	
館山自動車道 豊成高架橋 A1～A2 各進入口	工事車両 出入口	交通誘導警備員B 2	1人	-	
館山自動車道 姉崎第二橋 ランプ固定規制	工事車両 出入口	交通監視員A 2	1人	-	
館山自動車道 大曾根高架橋 P2～P17 県道交差点	工事車両 出入口	交通誘導警備員B 2	1人	-	
館山自動車道 大曾根高架橋 P2～P17 各進入口	工事車両 出入口	交通誘導警備員B 2	1人	-	
館山自動車道 大曾根高架橋 県道143号線 片側交互通行規制	規制箇所	交通誘導警備員B 1	1人	1人	※ 2
		交通誘導警備員B 2	1人		

(※1) 交通誘導警備員A 1の交代要員は、交通誘導警備員Bとする。

(※2) 交通誘導警備員B 1に含まれる交代要員が、交通誘導警備員B 2の交代要員も兼ねるものとする。

(※3) 交通誘導警備員A 1 (N)の交代要員は交通誘導警備員Bとし、交通誘導警備員B 2 (N)の交代要員も兼ねるものとする。

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

#### 2.5-1.1-2 交通保安要員の配置

受注者は、共通仕様書1.9-4-3「交通保安要員計画」に記載の内容のほか、車両等の誘導方法について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。

#### 2.5-1.1-3 支払

共通仕様書1.9-4-5「支払」に次を追加する。

単価表の項目	検測の単位
1.9-(2) 交通保安要員	
交通監視員A 2	人・日
交通誘導警備員A 1	人・日
交通誘導警備員A 1 (N)	人・日
交通誘導警備員B 1	人・日
交通誘導警備員B 2	人・日
交通誘導警備員B 2 (N)	人・日

## 25-12 中間貫通鋼材工

### 25-12-1 定義

中間貫通鋼材工とは、設計図書および監督員の指示に従って、PC鋼材を既設橋脚躯体に定着を行い、じん性及び拘束効果を向上させるためのPC鋼材の削孔、挿入、定着を行うことをいう。

### 25-12-2 種別

中間貫通鋼材工の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
中間貫通鋼材工	PC鋼材の配置に必要な既設コンクリート構造物を削孔、挿入、PCグラウト定着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分を行うものをいう。(PC鋼材の材料を含む) PC鋼棒：φ32 (B種1号)	豊成高架橋P1～P10橋脚

### 25-12-3 材料及び施工

- (1) PC鋼材の削孔に当たっては、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはPC鋼材削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。
- (2) コアボーリングによる削孔において、受注者の責によらず、再削孔が必要となった場合は、不達孔の削孔及び孔埋め補修に要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (3) PC鋼材の材料及び施工は、共通仕様書11-9-3「落橋防止構造の材料」及び構造物施工管理要領Ⅱ-4-2-3「PCグラウト」の規定によるものとする。
- (4) PC鋼材で発生するコンクリート塊については、本特記仕様書18「再生資源及び建設副産物に関する事項」によるものとする。

### 25-12-4 数量の検測

中間貫通鋼材工の数量の検測は、設計数量(本)で行うものとする。

### 25-12-5 支払

中間貫通鋼材工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うPC鋼材削孔箇所の鉄筋探査、PC鋼材の削孔及び挿入、PCグラウト定着、コンクリート塊の運搬・廃材処理、PC鋼材等中間貫通鋼材工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用(ただし、コアボーリングによる不達孔の削孔及び孔埋め補修に要する費用を除く)で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(1)	中間貫通鋼材工	本

## 25-13 制震構造

### 25-13-1 定義

制震構造とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、地震時の橋梁の振動を制御する制震構造の製作、運搬、設置することをいう。

### 25-13-2 種別

制震構造の種別と区分は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分	摘要
制震ダンパー a (± b)	制震ダンパーを桁と下部工に連結するもので、橋脚及び桁付連結用鋼製ブラケットの製作及び設置を行うものをいう。 a : 設計減衰抵抗力300 k N b : 設計ストローク可能量 : ±100mm	豊成高架橋 P4橋脚 (起点側)
鋼製ブラケット	下部工に取り付く鋼製ブラケットの製作、防錆、輸送	
アンカー工 φ a ・ L ( b )	制震構造のアンカーボルトに必要な既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分を行うものをいう。(アンカー鉄筋の材料は含まない。) φ a : コンクリート削孔径 (mm) L : 設計削孔長 (mm) b : 削孔向き (水平方向 o r 上方向 o r 下方向)	

### 25-13-3 作業内容

単価表の項目	作業内容
制震ダンパー a (± b)	1) 近接調査計測工 (既設構造物の詳細寸法計測、障害物の有無、ハンドリング調査等) 2) 芯出し調整工 3) 上部工付ブラケット及び制震装置ダンパーの製作・防錆・輸送・設置 4) 上部工付ブラケットを設置するコンクリート面のチッピング、無収縮モルタルの施工 5) 下部工付ブラケットを設置するコンクリート面のチッピング、不陸調整用樹脂パテ材及びシール工の施工 6) 上部工付ブラケットのアンカーボルトの製作・防錆・輸送 7) 下部工付ブラケットの設置 8) チッピングに伴い発生するコンクリート殻の処分
鋼製ブラケット	1) 下部工付ブラケットアンカーボルトの製作・防錆・輸送 2) 下部工付ブラケットの製作・防錆・輸送
アンカー工 φ a ・ L ( b )	1) 鉄筋位置調査工 2) 既設コンクリート構造物の削孔、樹脂定着 3) 鋼製ブラケットアンカーボルトの挿入・固定 4) 削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分

### 25-13-4 材料・製作・輸送

- (1) 制震ダンパーに使用する材料及び品質は、共通仕様書10-6-3「材料」、構造物施工管理要領Ⅲ 7-3-2「品質管理及び検査」に規定するダンパーの品質及び規定の各関連項目によるものとする。
- (2) その他の使用する鋼材の材料及び品質は、道示Ⅱ20. 6. 1、20. 7及び20. 8の関係各項の規定に従うものとする。
- (3) 制震構造の鋼製ブラケットの製作、輸送は、共通仕様書10-6「鋼構造物の製作」、共通仕様書10-8「鋼構造物の輸送」に準拠する。

### 25-13-5 防錆

制震構造の防錆処理は、設計図書に示すとおりとする。

### 25-13-6 施工

- (1) アンカー工の施工は、本特記仕様書25-7-2-4「アンカー工の施工」の規定によるものとする。
- (2) 溶接の施工は、本特記仕様書25-7-2-5「溶接に関する事項」の関連項目の規定による

ものとする。

- (3) 制震構造の施工は、共通仕様書 10-9-2 「施工」に従って行う。適用する諸基準は道示Ⅱを適用するものとする。

#### 25-13-7 数量の検測

- (1) 制震ダンパーの数量の検測は、設計数量（基）で行うものとする。  
 (2) 鋼製ブラケットの数量の検測は、設計数量（t）で行うものとする。  
 (3) アンカー工  $\phi a \cdot L$ （b）の数量の検測は、設計数量（本）で行うものとする。

#### 25-13-8 支払

- (1) 制震ダンパーの支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1基当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書 25-13-3 「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。  
 (2) 鋼製ブラケットの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書 25-13-3 「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。  
 (3) アンカー工  $\phi a \cdot L$ （b）の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め及び樹脂接着に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（2）	制震構造	
	制震ダンパー $a$ （ $\pm b$ ）	基
	鋼製ブラケット	t
	アンカー工 $\phi a \cdot L$ （b）	本

#### 25-14 段差防止構造

##### 25-14-1 定義

段差防止構造とは、設計図書及び監督員の指示に従って、地震時に路面に大きな段差が生じることを回避し、地震直後の緊急交通路としての機能を確保できるようにするための部材製作及び設置を行うことをいう。

##### 25-14-2 種別

段差防止構造の単価表に示す種別は、次のとおりである。

単価表の項目	区分	対象箇所
A	4列3段×4	浜野橋
B	2列1段×2	浜野橋
C	4列3段×2	浜野橋
D	2列1段×2	浜野橋

##### 25-14-3 作業内容

単価表の項目	作業内容	備考
A、B、C、D	1) 近接調査計測工（既設構造物の詳細寸法計測・障害物の有無、ハンドリング調査等） 2) サンドル材の製作・運搬・防錆 3) ボルトによるサンドル取付 4) 緩衝材の取付	

#### 25-14-4 防錆

段差防止構造の防錆処理は、設計図書に示すとおりとする。

#### 25-14-5 製作・設置

- (1) 段差防止構造の製作・設置は、道示Ⅱ20.6、20.7、20.8の各関係項目の規定に従うものとする。
- (2) 段差防止構造の仮置きは橋脚中央付近天端とし、落下しないような安全対策を講じなければならない。

#### 25-14-6 数量の検測

段差防止構造の数量の検測は、多段積みサンドル1組当りを1箇所とし、設計数量（箇所）で行うものとする。

#### 25-14-7 支払

段差防止構造の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対しそれぞれ1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う段差防止構造・緩衝材材料費、製作費、溶融亜鉛めっき、連結部材材料費、部材運搬工、段差防止構造設置工、緩衝材取付工、連結工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一（3）	段差防止構造	
	A	箇所
	B	箇所
	C	箇所
	D	箇所

#### 25-15 アラミド繊維巻立て下地処理工

##### 25-15-1 定義

アラミド繊維巻立て下地処理工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、アラミド繊維巻立て箇所の既設橋脚コンクリート面の下地処理を行うことをいう。

##### 25-15-2 材料

アラミド繊維巻立て下地処理工に使用する材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ 7-1-6の規定によるものとする。

##### 25-15-3 施工

- (1) アラミド繊維巻立て下地処理工の施工は、共通仕様書17-8-9「炭素繊維巻立て下地処理工」の規定によるものとする。
- (2) 橋脚等の隅角部については半径5cm以上の面取りを行わなければならない。

##### 25-15-4 数量の検測

アラミド繊維巻立て下地処理工の数量の検測は、設計数量（m<sup>2</sup>）で行うものとする。

##### 25-15-5 支払

アラミド繊維巻立て下地処理工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m<sup>2</sup>当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設橋脚コンクリート面の表面処理および清掃、不陸整正、プライマー処理等アラミド繊維巻立て下地処理工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（４）	アラミド繊維巻立て下地処理工	m2
	アラミド繊維巻立て下地処理工（N）	m2

#### 25-16 アラミド繊維巻立て工

##### 25-16-1 定義

アラミド繊維巻立て工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、アラミド繊維シートを既設橋脚コンクリート面に巻立てる作業をいう。

##### 25-16-2 種別

アラミド繊維巻立て工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分
A	目付量235g/m <sup>2</sup> のアラミド繊維を水平方向に1層巻立て（柱部）
B	目付量700g/m <sup>2</sup> のアラミド繊維を鉛直方向に2層巻立て（梁側面）
B（N）	目付量700g/m <sup>2</sup> のアラミド繊維を鉛直方向に2層巻立て（梁下面）

##### 25-16-3 材料

アラミド繊維巻立て工に使用する材料は、次のとおりとする。

繊維種類	試験方法	規格	
	引張強度・引張弾性係数	引張強度	引張弾性係数
アラミド	J I S K 7 0 7 3	2, 3 5 0 N/mm <sup>2</sup>	7 8 kN/mm <sup>2</sup>

##### 25-16-4 施工

アラミド繊維巻立て工の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ 7-1-6の関連する規定に従って行わなければならない。

##### 25-16-5 数量の検測

アラミド繊維巻立て工の数量の検測は、設計数量（m<sup>2</sup>）で行うものとする。

なお、アラミド繊維巻立て工の設計数量は、橋脚表面積とする。

##### 25-16-6 支払

アラミド繊維巻立て工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m<sup>2</sup>当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う墨だし、含浸・接着樹脂の練混ぜ塗布、アラミド繊維の貼付け等アラミド繊維巻立て工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（５）	アラミド繊維巻立て工	
	A	m2
	B	m2
	B（N）	m2

#### 25-17 アラミド繊維巻立て表面仕上工

##### 25-17-1 定義

アラミド繊維巻立て表面仕上工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、アラミド繊維巻立て箇所を表面を仕上げることをいう。

##### 25-17-2 種別

アラミド繊維巻立て表面仕上工の単価表に示す種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分
B	J I S A 6 9 0 9 建築用仕上げ塗料のうち、厚付け仕上げ塗料相当品（ただし、可とう形・柔軟形を除く）を使用するもので仕上がり厚さ10mm以上（柱部・梁側面）
B (N)	J I S A 6 9 0 9 建築用仕上げ塗料のうち、厚付け仕上げ塗料相当品（ただし、可とう形・柔軟形を除く）を使用するもので仕上がり厚さ10mm以上（梁下面）

### 25-17-3 材料

アラミド繊維巻立て表面仕上工で使用する材料は、共通仕様書17-8-11「炭素繊維巻立て表面仕上工」の規定によるものとする。

### 25-17-4 施工

アラミド繊維巻立て表面仕上工の施工は、共通仕様書17-8-11「炭素繊維巻立て表面仕上工」の規定によるものとする。

### 25-17-5 数量の検測

アラミド繊維巻立て表面仕上工の数量の検測は、設計数量（m<sup>2</sup>）で行うものとする。

### 25-17-6 支払

アラミド繊維巻立て表面仕上工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m<sup>2</sup>当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うアラミド繊維巻立て表面仕上工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（6）	アラミド繊維巻立て表面仕上工	
	B	m <sup>2</sup>
	B (N)	m <sup>2</sup>

### 25-18 アラミド繊維巻立て定着工

#### 25-18-1 定義

アラミド繊維巻立て定着工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、アラミド繊維巻立ての定着補強鋼板の設置を行う作業をいう。

#### 25-18-2 種別

アラミド繊維巻立て定着工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分	摘要
補強鋼板	補強鋼板を梁にアラミド繊維巻立ての上から設置するもので、補強鋼板の製作及び設置を行うものをいう。	浜野橋（下）P2橋脚
アンカー	補強鋼板のアンカーボルトに必要な既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分を行うものをいう。（アンカー鉄筋の材料は含まない。）	

#### 25-18-3 作業内容

単価表の項目	作業内容
補強鋼板	1) アラミド繊維巻立て定着補強鋼板の製作・めっき・輸送・設置 2) アラミド繊維巻立て定着補強鋼板のアンカーボルトの製作・防錆・輸送 3) シール材の施工
アンカー	1) 鉄筋位置調査工 2) 既設コンクリート構造物の削孔、樹脂定着 3) アンカーボルトの挿入・固定 4) 削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分

#### 25-18-4 材料・製作・輸送

- (1) 使用する鋼材の材料及び品質は、道示Ⅱ20.6.1、20.7及び20.8の関係各項の規定に従うものとする。
- (2) アラミド繊維巻立て定着工の製作、輸送は、共通仕様書10-6「鋼構造物の製作」、共通仕様書10-8「鋼構造物の輸送」に準拠するものとする。

#### 25-18-5 施工

- (1) アンカーの施工は、本特記仕様書25-7-2-4「アンカー工の施工」の規定によるものとする。
- (2) 溶接の施工については、本特記仕様書25-7-2-5「溶接に関する事項」の関連項目の規定によるものとする。

#### 25-18-6 防錆

アラミド繊維巻立て定着工の防錆処理は、設計図書に示すとおりとする。

#### 25-18-7 数量の検測

- (1) 補強鋼板の数量の検測は、設計数量（t）で行うものとする。
- (2) アンカーの数量の検測は、設計数量（本）で行うものとする。

#### 25-18-8 支払

- (1) 補強鋼板の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書25-18-3「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (2) アンカーの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め及び樹脂接着に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（7）	アラミド繊維巻立て定着工	
	補強鋼板	t
	アンカー	本

#### 25-19 あと施工鉄筋挿入工

##### 25-19-1 定義

あと施工鉄筋挿入工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、橋座部の補強のために補強鉄筋をあと施工で設置することをいう。

##### 25-19-2 種別

あと施工鉄筋挿入工の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分	摘要
鉄筋挿入工A	既設橋脚橋座部にあと施工鉄筋を設置するもので、既設橋脚コンクリート構造物の鉄筋位置を調査し水平方向に削孔、孔の清掃、鉄筋を挿入しエポキシ樹脂の注入・充填を行うもの	豊成高架橋P3橋脚 (終点側)
鉄筋挿入工B	既設橋脚橋座部にあと施工鉄筋を設置するもので、既設橋脚コンクリート構造物の鉄筋位置を調査し水平方向に削孔、孔の清掃、鉄筋を挿入しエポキシ樹脂の注入・充填を行うもの	豊成高架橋P12橋脚

### 25-19-3 材料

あと施工鉄筋挿入工の材料は共通仕様書8-4「鉄筋工」によるものとする。

### 25-19-4 施工

- (1) 既設コンクリート構造物の削孔はコアボーリングにて、構造物施工管理要領Ⅲ-6-2-1「接着系あと施工アンカー」の規定に従って厳密に行わなければならない。
- (2) 既設橋脚コンクリート構造物の削孔は、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。
- (3) アンカー削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔に要する費用は契約単価に含めるものとする。
- (4) アンカー削孔に伴うコンクリート殻については、本特記仕様書18「再生資源及び建設副産物に関する事項」に従い処分するものとする。

### 25-19-5 数量の検測

あと施工鉄筋挿入工の数量の検測は、設計数量(本)で行うものとする。

### 25-19-6 支払

あと施工鉄筋挿入工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め及び樹脂接着に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(8)	あと施工鉄筋挿入工	
	鉄筋挿入工A	本
	鉄筋挿入工B	本

### 25-20 コンクリートはつり工

#### 25-20-1 定義

コンクリートはつり工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、コンクリート構造物を除去することをいう。

#### 25-20-2 種別

コンクリートはつり工の単価表の項目の種別は、次表のとおりとする。

単価表の項目	区分	摘要
A	既設コンクリート構造物を、WJ工法を用いたはつり処理により除去を行うことをいう。	村田川橋 加茂橋 豊成高架橋

単価表の項目	区分	摘要
B	アラミド繊維巻立てに支障となる既設コンクリート構造物（化粧コンクリート）を、コンクリートカッターを用いたはつり処理により除去を行うことをいう。	浜野橋

#### 25-20-3 施工

- (1) WJ工法の施工は、構造物施工管理要領Ⅲ 3-1-2「はつり処理」の規定によるものとする。
- (2) WJ工法によるはつり処理は、本体構造物に損傷を与えないよう慎重に施工するものとする。
- (3) WJ工法によるはつり処理の断面はフェザーエッジとならないよう、カッター目地処理を行うものとする。
- (4) WJ工法によるはつり処理は、清水（水道水）を使用するものとする。
- (5) WJ工法による回収（汚濁）水は沈殿槽に貯水し排水時においてその水質は、各自治体が定める基準に適合しなければならない。なお、回収（汚濁）水の沈殿槽への貯水及び水質調整等に要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。
- (6) 回収（汚濁）水から分離した汚泥及びコンクリートはつり工により生ずるコンクリート塊の処分については、関連する法令に基づき適切に処理しなければならない。なお、汚泥、コンクリート塊の処分に要する費用については、別途、監督員と受注者とは協議し定めるものとする。
- (7) コンクリートカッターによるはつり処理は、共通仕様書18-12-3「施工」に準ずるものとする。
- (8) 施工中の飛散防止対策に要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。
- (9) はつり処理により構造に影響を及ぼすおそれがある劣化損傷箇所や鉄筋の著しい損傷を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。

#### 25-20-4 数量の小數位

コンクリートはつり工の検測及び支払い数量の小數位は、共通仕様書1-31-4「数量の小數位」によらず、下表のとおりとする。

区分	コンクリートはつり工
検測数量	小数3位
支払数量	小数2位

#### 25-20-5 数量の検測

コンクリートはつり工の数量の検測は、設計数量（m<sup>3</sup>）で行うものとする。

#### 25-20-6 支払

コンクリートはつり工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m<sup>3</sup>当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設コンクリートのはつり除去、清水（水道水）の調達、濁水処理等コンクリートはつり工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（9）	コンクリートはつり工	
	A	m <sup>3</sup>
	B	m <sup>3</sup>

## 25-21 大型土のう工

### 25-21-1 定義

大型土のう工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、大型土のうの製作、運搬、設置をおこなうことをいう。

### 25-21-2 種別

大型土のう工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分	摘要
大型土のう工	耐候性大型土のう φ1100（丸形）×1100 長期仮設（3年）対応型	加茂橋

### 25-21-3 作業内容

単価表の項目	作業内容
大型土のう工	1) 豊成高架橋高架下仮置土砂による大型土のうの製作 2) 豊成高架橋高架下から加茂橋P2橋脚への運搬・設置 3) 加茂橋P2橋脚から加茂橋高架下への撤去・仮置き 4) 加茂橋高架下仮置き箇所から加茂橋P3橋脚への運搬・設置 5) 加茂橋P3橋脚から加茂橋高架下への撤去・仮置き

### 25-21-4 施工

- (1) 設置の際は、破損等により土砂が流出しないように適切に施工しなければならない。
- (2) 大型土のうの仮置き後の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。

### 25-21-5 数量の検測

大型土のう工の数量の検測は、設計数量（袋）で行うものとする。

### 25-21-6 支払

大型土のう工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1袋当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書25-21-3「作業内容」を行うために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（10）	大型土のう工	袋

## 25-22 試料採取

### 25-22-1 定義

試料採取とは、設計図書及び監督員の指示に従って、耐震補強工事の施工に先立ち既設コンクリート構造物から塩分含有量調査のための試料を採取することをいう。

### 25-22-2 種別

試料採取の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	対象箇所
A	1箇所当たり深さ10cmとし、2cm毎の深さで5試料を採取するもの。橋脚上部については移動足場による施工とする。	豊成高架橋（上り線） P3橋脚 （橋脚上部：7箇所、 橋脚下部：1箇所）

採取試料について対象箇所、深さ等の変更を監督員が指示した場合は、受注者はその指示に従うものとする。

採取した試料については、監督員へ引き渡すものとする。なお、監督員は採取した試料で塩分量調査を行い、その結果により補修方法の変更を指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、別途、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

### 25-22-3 施工

- (1) 試料採取の施工箇所は本特記仕様書25-22-2「種別」に示すとおりとし、その詳細な位置については監督員と受注者で協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 試料採取は、鉄筋探査を実施し既設鉄筋を切断しない位置で施工するとともに、配筋状況及びかぶり厚さを確認し、記録するものとする。
- (3) 試料の採取方法は、調査要領 第二編 橋梁 第3章コンクリート1-3-2(1)「塩害対策」のドリル法によるものとし、採取した試料を試料収集用袋に回収し、計量器で採取量を計測するものとする。
- (4) 試料採取量は1試料当たり50g以上とする。採取量が足りない場合は、対象の層を追加・削孔し、再度計量を行うものとする。
- (5) 試料採取に合わせて、削孔箇所での中性化深さ測定（フェノールフタレイン1%溶液の噴霧）を行い、結果を監督員に報告するものとする。
- (6) 試料採取後は、ブラシを用いて孔内に残った粉を清掃し、断面修復材にて修復するものとする。使用する材料は、構造物施工管理要領 III 保全編 3-3「断面修復」の規定に適合するものとする。
- (7) 試料採取後の対応については監督員と受注者で別途協議して定めるものとする。

### 25-22-4 数量の検測

試料採取の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

### 25-22-5 支払

試料採取の支払は、前項の規定に従って検測された試料採取の数量に対し、1箇所当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄筋探査による配筋状況及びかぶり厚さの確認、試料採取に必要な削孔、削孔箇所の埋め戻し、削孔箇所での中性化深さ測定等、試料採取に要する材料・労力・機械器具等本作業を行うために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一（11） 試料採取 A	箇所

### 25-23 率計上工事に関する事項

#### 25-23-1 目的及び契約方法

率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分の見積りについては、当初契約において一式として契約する。本特記仕様書25-23-4「当初契約金額」に示す率計上の考え方に基づき算出するものとする。

#### 25-23-2 用語の定義

共通仕様書1-2「用語の定義」に次を追加する。

- (30) 「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取扱うものとする。

### 25-23-3 種別

率計上工事に関する事項の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
率計上工事に関する事項	単価表の番号(1~97)のうち単価表の摘要欄に見積対象と記載がある単価項目を除く金額の合計に9%を乗じた金額相当の率計上工事をいう

### 25-23-4 当初契約金額

当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書25-23-3「種別」に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字5桁とし、有効数字6桁目を切り捨てとする。また、10百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。提出した単価表が特記仕様書に示す率計上工事の見積り方法に基づき算出されていない場合、単価協議により単価表を修正するものとする。

### 25-23-5 契約変更について

契約締結後、率計上工事に関する事項に係る施工に必要な率計上対象項目及び数量については、契約参考図書及び現地照査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第19条に基づき変更を行うものとし、新単価を定めるものとする。

なお、新単価算出にあたっては、率計上工事に関する事項の単価表の項目の契約金額を上限とせずに契約変更を行うものとする。

### 25-23-6 数量の検測

率計上工事に関する事項の検測は、設計数量(式)で行うものとする。

### 25-23-7 支払

率計上工事に関する事項の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1式当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には契約参考図書に基づき行う本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特-(12)	率計上工事に関する事項	式

## 26. 割掛項目対象表の項目名称に示す工事の内容

対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章総則「表1-3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

#### 【共通仮設費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容	備考
仮設材運搬費A	豊成高架橋P1構造物掘削特殊部で使用する仮設材等の運搬に要する費用をいう。	
仮設材運搬費B	村田川橋P2、豊成高架橋P3・P4・P5構造物掘削特殊部で使用する仮設材等の運搬に要する費用をいう。	
仮設材運搬費C	豊成高架橋P2-P3間の立野川上の仮橋構台の運搬に要する費用をいう。	
仮設材運搬費D	浜野橋P2施工時の市道浜野町大金沢町線進入路を養生するための敷鉄板の運搬に要する費用をいう。	
仮設材運搬費E	浜野橋A2施工時において、既設水路防護のための敷鉄板の運搬に要する費用をいう。	

割掛対象表の 項目名称	工事の内容	備考
アンカー工の多サイクル確認試験費	豊成高架橋P1構造物掘削特殊部におけるグランドアンカーの多サイクル確認試験に要する費用をいう。	

【準備工事費】

割掛対象表の 項目名称	工事の内容	備考
工食用進入路 設置撤去費	加茂橋P2・P3施工時において、五井東幹線内へ進入するための斜路の構築撤去に要する費用をいう。	
ヤード整備工A	浜野橋P2施工時において、市道浜野町大金沢町線進入路を養生するための敷鉄板の設置撤去に要する費用をいう。	
ヤード整備工B	浜野橋A2施工時において、既設水路防護のための敷鉄板の設置撤去に要する費用をいう。	

【仮設備工事費】

割掛対象表の 項目名称	工事の内容	備考
足場工費（標準型） （〇〇橋）A	〇〇橋の橋梁下部工耐震補強（炭素繊維巻立て、RC巻立て、アラミド繊維巻立て）の施工に必要な足場工に要する費用をいう。	
足場工費（標準型） （〇〇橋）B	〇〇橋の落橋防止工（落橋防止装置、縁端拡幅工、横変位拘束構造）の施工に必要な足場工に要する費用をいう。	
足場工費（防護型） （〇〇橋）A	〇〇橋の橋梁下部工耐震補強（炭素繊維巻立て、RC巻立て、アラミド繊維巻立て）に必要な足場工に要する費用をいう。（シート張り）	
足場工費（防護型） （〇〇橋）B	〇〇橋の落橋防止工（落橋防止装置、縁端拡幅工、横変位拘束構造）の施工に必要な足場工に要する費用をいう。（シート張り）	
足場工費（作業構台） （〇〇橋）	橋梁補修の施工に必要な作業スペースを確保するために必要な単管足場工に要する費用をいう。	
移動足場工（浜野橋）	浜野橋段差防止構造の施工に必要な移動足場（高所作業車）に要する費用をいう。	
移動足場工（浜野橋） （N）	浜野橋吊足場工の施工、構造物下面のアラミド繊維巻立に必要な移動足場（高所作業車）に要する費用をいう。（夜間施工）	
吊足場工費（標準型側面） （〇〇橋）	〇〇橋橋梁補修（落橋防止装置）の施工に必要な主体足場及び標準型側面（側面足場に防護がない構造）の吊足場に要する費用をいう。	
吊足場工費（防護型側面） （浜野橋）（N）	浜野橋構造物側面のアラミド繊維巻立の施工に必要な主体足場及び防護型側面（側面足場に防護がある構造）の吊足場に要する費用をいう。（夜間施工）	
吊足場工費（防護型側面） （〇〇橋）	〇〇橋橋梁補修（落橋防止装置）の施工に必要な主体足場及び防護型側面（側面足場に防護がある構造）の吊足場に要する費用をいう。	
昇降足場費（〇〇橋）	〇〇橋の吊足場工への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。	
仮橋工費	豊成高架橋施工ヤードとして立野川上に仮橋構台の設置撤去に要する費用をいう。	

【雑工事費】

割掛対象表の 項目名称	工事の内容	備考
既設水路迂回費	施工に支障となる既設排水溝撤去後の仮排水管（高密度ポリエチレン管）に要する費用をいう。	

## 27. 補足事項

### 27-1 設計図書の変更及び追加について

次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- (1) 耐震補強工事の施工に先立ち行う施工箇所の事前調査に際して、既設構造物の劣化箇所やひび割れ、鉄筋露出等の著しい損傷箇所が発見された場合、構造物補修及び既設床版等の断面修復工を追加する場合がある。
- (2) 浜野橋施工時に近接する信号ケーブルについて、管理者との協議結果に基づき、試掘の実施、移設及び復旧を追加する場合がある。
- (3) 村田川橋P2橋脚施工時に近接するガス管について、管理者との協議結果に基づき、試掘の実施、工事前後の測定、工事中の測定を追加する場合がある。
- (4) 姉崎第二橋 P2 橋脚施工時の電源ケーブル移設時の、管路工を追加する場合がある。
- (5) 豊成高架橋の道路掘削について、現地条件により土砂の仮置きが困難と判断された場合、仮置き箇所を変更する場合がある。

### 27-2 工事記録の作成及び提出について

#### (1) 工事記録情報

受注者は、工事記録収集システムヘデータ入力完了後、様式-6「工事記録情報 完了届」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

なお、工事記録収集システムに関する問合せは、「保全情報管理員」に問合せるものとし、問い合わせ先については別途監督員より通知する。

### 27-3 車両制限令を超える車両の通行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書1-62「交通安全管理」(5)における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

### 27-4 緊急時の協力業務

本工事期間中に、市原管理事務所管内の高速道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途、監督員と受注者で協議するものとする。

### 27-5 有料道路料金費に関する事項

有料道路料金費とは、ETC (Electronic Toll Collection System) が整備されているインターチェンジ等をETC無線通信により走行するために要する通行料金をいう。また、監督員の指示により有料道路通行区間を変更する場合、または、通行料金体系が見直しとなった場合は、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

### 27-6 間接工事費の変更

#### 27-6-1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費  
(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)

- ・ 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用
- ・ なお、上記に関連し発生した間接工事費について監督員が必要と判断した場合、その費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

#### 27-6-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

#### 27-6-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から14日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式-8）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書（様式-8）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

#### 27-6-4 間接工事費の増加費用の協議

- (1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費の増加費用に関する協議書（様式-9）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
- (2) 受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- (3) 間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が、間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式-10）を監督員に提出し協議するものとする。
- (4) 間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により受注者は同意書（様式-11）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

#### 27-6-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

#### 27-6-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- ① 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式-8）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ② 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式-8）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ③ 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- ④ なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

## 27-7 材料調達に伴う変更

### 27-7-1 対象となる資材等

本工事の、「仮設材（鋼材）」については、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式12）を提出のうえ監督員と協議するものとする。また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式13）を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者との協議により定めるものとする。なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象としないものとする。

単価表の項目	資材名	規格
構造物掘削（特殊部）	仮設材（鋼材）	ライナープレート

また、以下の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式12）を提出のうえ監督員と協議するものとする。また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式13）を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者との協議により定めるものとする。なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象としないものとする。

資材名	規格	調達地域等
仮設材（鋼材）	H鋼	千葉市

### 27-8 実績価格調査票

受注者は、契約締結後、見積活用方式に係る見積対象項目に対し下請負契約したとき、または、現場組織が構築されたときは、本工事の入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票（別添-3）」を作成し提出するものとする。なお、監督員は、提出された実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行うものとする。

### 27-9 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

### 27-10 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

### 27-11 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和5年10月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書「1-2 用語の定義」に定める「確認」及び「1-30 検査及び立会い」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の工事等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、工事着手前に監督員と協議し定めるものとする。

### 27-12 快適トイレ

#### 27-12-1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす現場付近に設置する仮設トイレをいう。

#### 27-12-2 仕様

快適トイレは下表の（1）～（11）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（12）～（17）については仕様を満たしていれば快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	(1) 洋式便器
	(2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	(3) 臭い逆流防止機能
	(4) 容易に開かない施錠機能
	(5) 照明設備
	(6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg 以上とする）
付属品として備えるもの	(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	(8) 入口の目隠し設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
	(9) サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	(10) 鏡と手洗器
	(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	(12) 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
	(13) 擬音装置（機能を含む）
	(14) 着替え台
	(15) 臭気対策機能の多重化
	(16) 室内温度の調整が可能な設備
	(17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

#### 27-12-3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

#### 27-12-4 費用の取扱い

快適トイレの設置に要する費用は、支出実態に基づき新単価として定めるものとする。ただし、この新単価は支出実態から従来相当品額を控除したうえで51,000円/基・月を上限とする。また、対象数量の上限は男女別で各1基ずつ2基/工事までとするが、上限数量より多く設置する場合の費用については、その必要性について監督員と協議し決定するものとする。なお、快適トイレの運搬費は共通仮設費に含むものとし、別途支払いは行わない。

#### 27-13 熱中症予防に係る対策費用

##### 27-13-1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

##### 27-13-2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表-1に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表-1に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表-1 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休憩車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

### 27-13-3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1ヶ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

### 27-13-4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

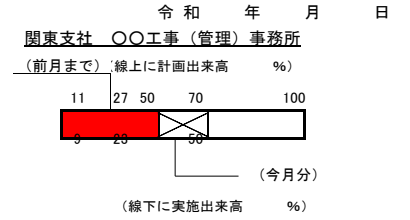
熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ①熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

# 工 程 表

(工事名) 〇〇道路 〇〇工事



住 所  
会社名

工事区間  
自) 〇〇県〇〇市〇〇 (STA 〇〇+〇〇) or (KP 〇〇+〇〇)  
至) 〇〇県〇〇市〇〇 (STA 〇〇+〇〇) or (KP 〇〇+〇〇)

工 期  
自) 令和 年 月 日  
至) 令和 年 月 日 (〇〇〇日間)

項 目	数 量	単 位	令和 〇〇 年 度												令和 〇〇 年 度												令和〇〇年度											摘 要
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33			
余裕期間																																				100%		
準備工																																					90%	
〇〇																																					80%	
〇〇																																					70%	
〇〇																																					60%	
〇〇																																					50%	
後片付け																																					40%	
																																					30%	
																																					20%	
																																					10%	
																																					0	
全 体																																						

様式-2

令和 年 月 日

監督員

\_\_\_\_\_  
殿

現場代理人

工事履行報告書（令和〇年〇月分）

\_\_\_\_\_  
(工事名)

標記工事の出来高報告及び工程表を別添のとおり作成しましたので、報告します。

以上

《注意事項》

- ・別添の工程表は、様式-1 とする。
- ・Kcube2 による提出とする。

# 工事出来高報告（令和〇年〇月）

工 期 自) 令和 年 月 日 (〇〇〇日間)  
至) 令和 年 月 日

項 目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前 月 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
準備工							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
後片付け							
全 体							

監督員	副監督員	主任補助監督員	補助監督員

残存物件調書 (受注者→監督員)

- 1 工事等名 \_\_\_\_\_
- 2 工事等場所 \_\_\_\_\_
- 3 発生(受領)年月日 \_\_\_\_\_
- 4 原因名及び原因発生年月日 \_\_\_\_\_

品名	材質 (規格等)	概算数量		発生材、貸付発生 材又は不要材料 の種別記入	物品又は固定 資産の分類
		単位	数量		

以上のおり報告します。

監督員 ○○○○殿

受注者 △△△△

現場代理人 ◇◇◇◇

- (注) 1. 発生年月日は受渡日を記入する。  
 2. 原因別に一葉ずつ作成する。  
 3. 写真を添付する。  
 4. 「発生材、貸付発生材又は不要材料の種別記入」「物品又は固定資産の分類」はNEXCOが記入  
 5. Kcube2による提出とする

様式－４

令和 年 月 日

〇〇リサイクルセンター〇〇工場  
管理責任者 〇〇 〇〇 殿

受注者名  
現場代理人

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。  
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報提供をお願い致します。

記

1. 工事名： 工事（工期： ～ まで）
2. 発注者：
3. 受注者：
4. 再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	適用指針等	予定使用量 (m <sup>3</sup> )	使用予定月

5. 情報の提供時期  
別紙様式により上記使用予定月の一ヶ月前までに供給可能量を F A X で情報提供をお願いします。
6. 情報提供先及び連絡先  
受注者：  
T E L：  
F A X：  
現場代理人：  
担 当：

以 上



監督員

\_\_\_\_\_  
殿

受注者

現場代理人  
\_\_\_\_\_

## 工事記録情報 完了届

下記の工事件名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名			
工事件名			
No.	工種名	工事情報(テーブル名)	数量

(注1) 発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する

(注2) Kcube2による提出とする

様式－7

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社  
〇〇管理事務所長 殿

会社名  
代表者

### 不動産貸付申請書

工事名) 〇〇自動車道 〇〇工事

特記仕様書〇－〇の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、申請いたします。

#### 記

1. 不動産の種類
2. 不動産の所在地
3. 不動産の使用目的
4. 必要面積
5. 貸付希望期間
6. 添付書類
  - 工事請負契約書 (写)
  - 特記仕様書 (写)
  - 用地使用計画書

以 上

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者  
現場代理人

印

間接工事費計画書の提出について

(工事名) \_\_\_\_\_

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり提出します。

記

## 【間接工事費計画書】

費目		費用	内容	計上額 (円)
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以 上

《注意事項》

・Kcube2 による提出とする。



## 変更間接工事費計画書

(工事名)

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※ 実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を合わせて提出すること。

監督員

殿

受注者  
現場代理人

印

間接工事費増加費用見積書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号をもってご通知のあった標記については、下記のとおり見積りいたします。

記

間接工事費増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

(様式-11)

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者  
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名)

---

令和 年 月 日付け 号で協議のありました間接工事費増加費用の負担額については同意致します。

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

(様式-12)  
令和 年 月 日

監督員

殿

受注者  
現場代理人 印

材料調達変更計画書の提出について

(工事名) \_\_\_\_\_

標記工事について、特記仕様書〇-1に基づき、提出致します。

記

(添付書類)

- ・材料調達変更計画書

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

## 材料調達変更計画書

(工事名)

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設材 (鋼材)					

※実際に支払った全ての証明書類 (領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など) を合わせて提出すること。

監督員

殿

受注者  
現場代理人

印

材料調達実績報告書の提出について

(工事名)

標記工事について、以下のとおり材料調達の実績について報告致します。

記

対象材料

対象単価項目 (1)	調達予定数量 (2)	購入伝票等No (3)	調達 年月日 (4)	調達数量 (5)	調達単価 (6)	資材調達 金額 (7) (5)*(6)	輸送金額 (8)

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

館山自動車道 豊成高架橋耐震補強工事 三者協議会協定書(案)  
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

〇〇自動車道 〇〇工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設(株)（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

(総 則)

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

(構 成)

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

(三者協議会の開催)

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所に置き〇〇課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

(三者協議会の確認事項等)

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) 〇〇〇橋の下部工設計及びP〇橋脚の掘削斜面安定対策

2) 〇〇トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計

3) ……

- 2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

#### (三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
  - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
  - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

#### (三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。  
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
  - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
  - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

#### (設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

#### (協定書の有効期限)

- 第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者  
施工者  
設計者

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

取得報告書

(工事名)

標記工事について、下記のとおり現場閉所の実績を報告いたします。

## 記

項目	内容	週数	備考
対象期間	令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日 着工日 工事完成日		
	対象期間のうち、1週間として7日間を確保できた週数	週間	
現場閉所日	現場閉所を2日/7日以上確保できた週数	週間	
現場閉所率	対象期間の全ての週において、現場閉所が2日/7日以上確保できているか？	達成・未達成	

※監督員が閉所日を確認できる資料を求めた際には、受注者はこれに応じるものとする。

※1週間の定義は「工期開始日の曜日始まり」を基本とする。

※工期のうち、1週間が7日間に満たない場合は除くものとする。

提出日：令和 年 月 日

監督員

殿

受注者名  
現場代理人

(印)

### 実績価格調査票の提出について

工事名)

標記工事について、見積対象項目に関する調査票を提出します。

番号	項目番号	名称	単位	数量	参考見積書		実績価格	
					単価	金額	単価	金額
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
		経費	式	1				
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								

注1) Kcube2 による提出とする

